

消防・防災の今を知る Fire Equipment & Safety Center of Japan

月刊 フェスク

6
2026

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

香港の高層住宅火災の概要と 喚起された防火対策上の課題

消防庁のうごき

感震ブレーカーの普及推進について
(令和7年度報告等)

表紙に寄せて

描写地：神奈川県鎌倉市
絵文：宮代隆夫（大調和会・会員）

鎌倉・報国寺

子供のころ、実家に竹林があったので、竹については人一倍思い入れが強い。今でも竹の子ご飯、若竹煮、竹の子の天ぷらは好物で、八百屋に竹の子が並ぶとわくわくする。

竹の名所は全国にあるが、関東ではまず鎌倉の報国寺があげられよう。鎌倉は東京からちょうど電車で片道一時間、交通費も千円ほどで、手頃である。鎌倉大仏、鶴岡八幡宮、建長寺など見どころも多く、四季折々楽しめるので、鎌倉駅近くの小町通りなどは、週末は人でごった返している。

報国寺は臨済宗建長寺派の禅宗寺院である。境内には約二千本の孟宗竹からなる竹林があり、竹寺として知られている。本尊は釈迦三尊で、建武元年（一二三四）の創建である。やぐらや枯山水の庭もあり、茶席では抹茶と茶菓子があり、有料で供される。報国寺のメインはなんといっても竹林で、歩きやすいように飛び石がめぐらされており、石仏も配されている。竹の間から漏れ落ちる陽の光とさわやかな風の中を歩いていると、心が洗われる感じがする。

「竹の秋」は春の季語で、竹が春に黄ばんだ状態になることを言う。

竹の秋 古刹いよいよ 深閑と 稲畑 廣太郎

もう一つの竹の名所は、東久留米駅から徒歩十分の「竹林公園」で、約四千平方メートルの敷地に約二千本の孟宗竹が天を突く。公園の一角には水が湧き、小さな池を作っている。昭和五七年に「新東京百景」、平成一五年には「東京の名湧水五七選」に出された。竹林は市民の憩いの場となっており、竹林の小道を歩くとストレスが解消されるようだ。

下の絵は「大門竹の子公園」で、所在は板橋区大門一二の二である。以前から竹林のあった場所に、金明竹や鳳凰竹など二三種類を植えて整備した公園である。このほか関東では佐倉市の「ひよどり坂」も捨てがたい。やや暗い坂道で江戸時代の雰囲気があり、上り終えるとそこには昔の武家屋敷がある。

全国的にみると、トップは何といっても京都・嵐山の「竹林の小径」であろう。野宮神社から大河内山荘まで続く四百メートルの道で、よく手入れされた竹林が両側に続いている。竹林は東南アジアではよく見られるが、欧米にはないので、外国人には人気が高い。車は入れないため、人力車でめぐる人も多い。人力車は視点が高く、車夫が随所で写真も撮ってくれるので、気分は上々であろう。周辺には渡月橋、天竜寺、大覚寺など見どころも満載である。

大門竹の子公園



竹林公園



鎌倉・報国寺

ガス消火設備点検のマストアイテム!

これからの
液面計は
超音波!!

PUSH

詳しくはコチラから



軽量・コンパクト!

放射線不使用で
届出不要!

安全で取扱いも簡単!



第21版 5月下旬発売開始

消防用設備等

点検実務必携



消防用設備等の点検基準、点検要領、
点検票記載例を掲載した実務者のための
総合マニュアルです。

日々の点検業務を適正かつスムーズに遂行する
ために、消防設備士や消防設備点検資格者の
実務を強力にサポートします。
最新の消防法令や技術基準の改正に対応して
います。

■A5判 1,392頁 2色刷

■頒布価格 5,140円(税込)

安全センターオンラインショップからお申込みください。

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

2訂版 見てわかる！ **ささつの本**

自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価3,080円（本体2,800円＋税10%）

☆「そもそも立入検査ってどこに行くの？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。

☆消防法施行令第8条の全部改正に対応し、新令8区画を図表で詳しく解説！



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和8年版

火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円＋税10%） 内容現在 令和8年2月1日

☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！

☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版

消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円＋税10%）

☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かるよう編集した使いやすいポケット判！

☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。

☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

0120-338-923

特別寄稿

2 香港の高層住宅火災の概要と
喚起された防火対策上の課題

..... NPO法人日本防火技術者協会 理事長 関澤 愛

消防庁のうごき

12 感震ブレーカーの普及推進について(令和7年度報告等)

..... 消防庁予防課 清水庸平

気象庁

16 令和8年の大雨時期からの防災気象情報の変更及び
少雨情報の発表

..... 気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課/気候情報課

現場レポート

22 在留外国人に対する防災訓練の推進について

..... 東京消防庁防災部防災安全課地域防災係

エッセイ

26 歴史と地理を学ぶまち歩き

..... 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 西藤公司

消防行政情報 [第9回] 予防業務優良事例表彰

30 予防規程が抱える課題を解決する!
「予防規程作成支援ツール」と「予防規程概要版」の
活用のススメ

..... 東京消防庁 予防部危険物課 製造所規制係長 菊池保正

違反是正

34 障害福祉施設の重大違反是正 他機関連携による早期改善

..... 奈良県広域消防組合 高田消防署予防課 消防司令補 宮谷英樹

事例研究

42 11万人に影響を及ぼした電車の火災事例

..... 枚方寝屋川消防組合消防本部 警防部警防課指揮支援・調査隊 五十嵐龍次

21 Coffee Break “台湾の魅力” 月刊フェスク編集室 リンコ

40 つれづれ散歩路 “イラン地震国際緊急援助隊派遣の思い出”

..... 危険物保安技術協会技術顧問 小林恭一

48 全国の消防から 高層ホテルでの火災対応訓練を実施

..... 山梨県 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部 ほか

49 トピックス 消防用設備等点検報告率向上に係る支援事業の取り組み

..... 一般社団法人埼玉県消防設備協会 会長 梅澤將明

52 伝言板 令和8年度 予防技術検定のご案内

..... 一般財団法人消防試験研究センター

53 石油燃焼機器等防火性能認証品

..... 一般財団法人日本燃焼機器検査協会

54 ガス機器防火性能評定品

..... 一般財団法人日本ガス機器検査協会

表紙に寄せて “鎌倉・報国寺”

..... 宮代隆夫

香港の高層住宅火災の概要と喚起された防火対策上の課題

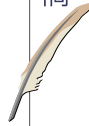


写真1 上海市の高層集合住宅火災で焼損した建物（一番左の棟） ※筆者が2010年12月に現地で撮影

1. はじめに

2025年11月26日午後、香港北部の大埔区の「宏福苑」と呼ばれる高層住宅群で8棟のうち7棟が延焼する大規模な火災が起き、消防士1人を含む168人が死亡、79人が負傷するという大惨事となった。これは、1948年の永安倉庫火災(死者176人)以来の香港最悪の火災事故である¹⁾。

筆者は、このニュース映像を見て、その被害状況や改修工事の足場の状況から2010年11月に上海市で起きた退職教職員用の高層集合住宅で58人の死者が発生した大規模火災と極めて類似していることに注目した。当時、この火災直後の12月にたまたま上海で開催された日中高層建物研究交流会に参加しており、事故後の様子を現地で視察していたからである。この火災では足場は金属製であったが可燃性の防護ネットや竹製の踏面、外壁断熱用のポリウレタン材料が急激な上階延焼の一因となったと考えられており、今回の火災との共通性を指摘することができる(写真1)。

ところで、表1は2000年以降に中国で発生した高層ビル火災の一覧を示したものである²⁾。この表には外装材の燃焼による上階延焼火災が多く含まれている。そのうち死者数が特に多いのが上海市の高層住宅火災(2010年)と香港の高層住宅火災(2025年)であり、両者とも高層集合住宅で住人が生活し



理事 長
NPO法人日本防火技術者協会
関澤 愛
京都大学大学院工学研究科建築学専攻修了。自治省消防庁消防研究所に入所。独立行政法人消防研究所上席研究官、東京理科大学総合研究院教授などを歴任。令和5年春叙勲瑞宝双光章受章。



写真2 2025年11月26日宏福苑で火災が発生(写真：ロイター／アフロ)

ている状態での「居ながら」改修工事中の足場からの出火が上階延焼につながって多くの死者を出したという点で共通している。

本稿では、なぜ今回の香港高層住宅火災で急激な上階延焼が起き、それが複数棟にま

で延焼拡大したのか、また、それが多数の死者発生につながったのかについて、現時点でインターネット等で得られる情報に基づいて考察を試みるとともに、この火災によって喚起された防火対策上の課題について整

表1 中国で2000年以降に起きた高層ビル火災

建物名称など	高さ	市町村	発生日	死者数
入境事務大樓	181m	香港	2000年 8 月	2
上海世界金融センター	494m	上海市	2007年 8 月	0
中央電視台電視文化センター	159m	北京市	2009年 2 月	1
静安教職員高層集合住宅	85m	上海市	2010年11月	58
皇朝万シンホテル	219m	瀋陽市	2011年 2 月	0
建業大廈	25階建	広州市	2013年12月	0
香港世界貿易センター	39階建	香港	2021年12月	0
荷花園電信大樓	218m	長沙市	2022年 9 月	0
吉祥苑コミュニティビル	60m 超	ウルムチ市	2022年11月	11
キンプトン・ホンコン	175m	香港	2023年 3 月	0
南京高層集合住宅	34階建	南京市	2024年 2 月	15
宏福苑高層集合住宅	31階建	香港	2025年11月	168

※文献2)に基づき筆者作成



図1 香港大埔区の「宏福苑」高層住宅群(8棟)の全景図 ※筆者が Google Earth (2026年3月21日アクセス)を基に作成 (©Google, AirbusLandsat/ CopernicusData SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO)

理をしたい。なお、出火原因については「不明・調査中」とされており、本稿では言及しない。

2. 火災のあった宏福苑高層住宅と火災の概要

2.1 宏福苑高層住宅の概要

火災のあった宏福苑高層住宅は、香港新界大埔区にある政府補助の住宅団地である。1983年に建設され、8棟の住宅棟(各棟31階建て)からなり、総戸数は約2,000戸に及ぶ。これらは大埔区で最も高い建物の一つである¹⁾。2021年国勢調査によると、団地内の居住者数は4,643人で、その約40%が65歳以上の高齢者であるとされており、建築年次が古いためであろうか高齢者の多く住む集合住宅であった。

図1は、これら8棟の高層住宅の上空からの全景を示したものであり、以下ではここに示したA棟からH棟の呼び名で各棟を

表すことにする。火災発生当時、全8棟とも外装改修のため竹製の足場と緑色の防護ネットに覆われており、さらに各住戸の窓は可燃性のポリスチレン板で養生のために覆われていた。

2.2 被害の概要

香港高層住宅火災は、2025年11月26日午後2時頃(現地時間)に香港北部の大埔区の高層集合住宅のF棟で発生し、消防覚知時刻は午後2時51分であった。火災の当日、天候は乾燥し強風が吹いていた。午後の同地区における相対湿度は40%から50%であり、乾燥状態のため、香港天文台は11月24日に火災危険赤色警報を発令しており、火災当日も有効であった。この火災の被害概要は、ウィキペディア¹⁾によれば以下のとおりである。

- 火災の名称：宏福苑大火(英語名：Wang Fuk Court fire)
- 発生日時：2025年11月26日午後2時頃(消防覚知は2時51分)

- 発生場所 : 香港・新界大埔区元洲仔町宏福苑
- 出火原因 : 不明・調査中
- 死傷者 : 死者168人、負傷者79人(2026年3月23日現在)
- 延焼損害 : 全8棟中7棟焼損(H棟は延焼せず)

2.3 火災の経過

(1)火災初期の兆候

火災の発生場所について、香港消防局長は記者会見でF棟1階中央にある足場であるという暫定的な見解を述べている。午後2時頃には、G棟の居住者が窓から煙の臭いを嗅ぎ取ったことで、F棟の火災兆候が初めて確認された。防護ネットの隙間から、彼女はF棟の住宅ユニットで小さな炎が燃えているのを目撃し、管理事務所に連絡を試みたがつながらなかった。その後、1階に降りたところ、エレベータロビーの警備員から火災発生を告げられた。2時45分までに、F棟の外壁に沿った竹製足場に火が移ったという目撃情報がさらに寄せられた。

(2)火災の通報や住宅棟内の火災警報器の状況

消防は2時51分に最初の火災通報を受けた。消防隊は10分で到着したが、火災はすでに急速に拡大していた。その後、避難できないと訴える住民からの通報が相次いだ。一部の住民は、火災警報器のボタンを押したにもかかわらず警報が鳴らなかったと証言している。後日、8棟全てで火災警報器が作動していなかったことが判明した。

(3)延焼拡大と消防活動

香港消防の緊急警戒レベル(The emergency alert)は3時34分までに1段階から4段階へと引き上げられ、6時22分には最高レベルの5段階に達した。緊急対応には、消防車128台、救急車57台、消防士767人が動員された。火災は足場から拡がり始め、窓から屋内へと侵入し、その後、H棟を除くすべての建物へと燃え広がった。各棟の延焼拡大と消防活動の経過はおおむね以下のように要約さ

れる³⁾⁴⁾。

はじめに2時頃に出火したF棟では、早くから階段が煙で汚染されていたために多くの住民が自室に閉じ込められ救助を待つ状態となっていた。また、足場の竹部材の燃えさし的大量に落下して建物外部の地上で堆積し、それが炎上したことにより消防士たちは建物に近寄って中に入ることができなくなっていた。そこで、当局は、閉じ込められた住民に対し、その場にとどまり窓の隙間やドアを塞ぐよう指示し、消防隊は梯子を展開し燃えている建物の外壁に放水を行った。

火災は、F棟の炎上開始から30分程度で西隣のE棟に延焼したが、F棟とE棟の間で燃えている地上での外部火災のためにE棟へも消防隊は進入できない状態であった。その後、北隣のG棟に延焼し、さらにD棟を飛び越してE棟西側のC棟で4時01分頃に、またその隣のB棟で4時12分頃に外壁面における急激な炎上が目撃された。その後、A棟、D棟へと延焼したが、H棟への延焼については消防隊が阻止している。

出火から約19時間後の11月27日午前9時の時点でも7棟のうち3棟が依然として燃えていた。27日午後3時10分までに、消防局は消防・救助車両304台を配備し、消防士1,250人を現場に派遣した。救助要請は341件あり、そのうち279件の対応に成功した。鎮火した4棟からは、これ以上の救助要請はなかった。11月28日の午前10時18分、消防当局は43時間に及ぶ消火活動の結果、火災はほぼ鎮火したと発表した。

3. 香港高層住宅火災の延焼拡大の特徴と要因

香港高層住宅火災のニュース映像やインターネット上の動画では、火炎が激しく外壁面を急上昇する様子がしばしば見受けられた。さらに今回の高層集合住宅火災では、あたかも市街地火災のごとく隣接する棟間で次々と延焼拡大するという事態が生じたが、こ

入隅部において「ドレンチ効果」または類似の現象によって激しい上昇熱気流が生まれたと考えられる。

したことはおそらく過去にほとんど例がなく、きわめて珍しい現象である。香港高層住宅火災における延焼拡大とその被害については、次のような点が注目される。

- なぜ、急激な上階延焼が起きたのか。
- なぜ、延焼が出火棟にとどまらず次々と隣接する棟に延焼し8棟中7棟が延焼したのか。
- なぜ、初期に炎上したF棟とE棟において多数の死者が発生したのか。

以下では、香港高層住宅火災の延焼拡大とその被害の特徴及び要因について、上記の視点から考察する。

3.1 急激な上階延焼拡大の要因①: 改修工事に使用された可燃性素材

宏福苑では大規模な補修工事が行われており、全8棟の外周には屋上まで竹製の工事用足場が設置され、さらにその外側を防護ネットで覆っている状態となっていた。

古くなった竹材は油分を多く含み着火すると激しく燃え上がると言われている。また、防護ネットは難燃性部材の使用が求められていたが低層部には違法な可燃性のものが使われていた疑いがあり、初期の出火や上階延焼に影響したとみられている。また、各住戸の窓面には養生用の発泡スチロール板が張られており、この可燃性の発泡スチロール板が急激な上階延焼を引き起こしたと考えられている。たとえば、香港保安局長のクリス・タン氏は「火災は低層階の外側のネットから発生し、窓を覆っている発泡スチロール板に燃え移り急速に上階に延焼し、複数の階に影響を与えたとみられる」と記者会見で述べている³⁾。また、タン氏は燃え落ちた竹製の棒が落下したことにより火が下層階にも燃え広がったとも指摘している。

3.2 急激な上階延焼拡大の要因②: 共有コアスペースの入隅部の存在

もう1つの要因は、図2に示すように、中央の菱形の共有コアスペースの4つの角に溝のように切り欠いたデザインの入隅部の

存在(星印の箇所)である⁵⁾。本稿の写真2をはじめとして、インターネット上の写真や映像を見ると、この入隅部と思われる箇所では急激に上階延焼していく様子が伺える。正確には「トレンチ効果」と言えるかはともかく、周囲三方を制約された縦長筒状の空間において熱気流が上にしか流れない状態で、空間下部で燃焼が起きると、焚き場のように勢いよく下部から新鮮空気を呼び込んで激しい上昇熱気流が発生したと考えられる。

3.3 延焼が出火棟にとどまらず次々と隣棟間延焼した要因

高層集合住宅の大規模延焼火災が複数の隣棟間で次々と延焼拡大するという事象については、インターネット上で得られる画像情報から次のような要因が推定される。

- 本稿の写真2にもあるように多数の飛び火や燃えさしの飛散がみられる。これらが隣棟などの防護ネットや足場に付着して着火することによって新たに外壁面火災が起きて、入隅部などにおいて急激な上



図2 各棟共通の平面図と中央のコアスペースにある入隅部の存在(星印の箇所) ※文献5)から引用・作成



写真3 火災現場の南側(写真：ロイター／アフロ) ※ここで見えているのは左からB棟、C棟、D棟、E棟、F棟

階延焼を繰り返したのではないだろうか。とくに写真3にみられるように、既に延焼して黒煙を上げているF棟、E棟(写真の右側)から中央のD棟を飛び越してB棟、C棟(写真の左側)で先に延焼拡大が始まっていることは、飛び火延焼の可能性を強く示唆するものと言えよう。

- 燃えて落下した竹製足場の燃えさしが高層住宅の下層部や隣棟間のスペースに蓄積し、そこで激しく燃焼することによって下層階から上層階へと延焼拡大した可能性もある。
- 隣棟間距離はまちまちだが、向かい合っている壁面間で最も短い箇所は8mであり、

片方が激しい外壁面燃焼をしていればふく射熱や熱気流を受け、加えて飛び火などが着火源となれば隣棟間でも延焼拡大する可能性は否定できない。

4. 多数の死者発生と棟別の死者数偏在の理由

香港高層住宅火災については、急激な上階延焼や隣接する棟への延焼という延焼拡大面における被害の大規模化だけでなく、168人も多数の死者が発生したことも重大な点である。ここでは、この火災で多数の死者が発生した要因と死者数が棟によって大きく異なった理由について考察を試みたい。

4.1 中央の共有コアスペースと入隅部の避難への影響

図2の共有コアスペースには、シザーズ階段(2つの階段が交差するように配置された階段)、及びエレベータロビーがあるが、これらと建物外部の入隅部との間には自然採光の目的なのかガラス窓の開口部が設けられている⁶⁾(図2の円内)。

この開口部は固定のガラス窓であるようだが、入隅部の激しい上昇火災気流による熱影響により、火災直後の比較的早期の段階でこれらの開口部のガラスが破壊され、肝心の避難経路であるべき階段部分やコアの中廊下部分に、外部から直接に激しい熱気流と濃煙が侵入した可能性が考えられる。窓から延焼した住戸部分を経ての中央コア部分への熱気流や煙侵入ももちろん考えられるが、上述した建物外部の入隅部からの直接的な熱や煙の侵入の方が早い可能性があり、出火棟であるF棟では比較的初期の段階で階段を使った垂直避難が困難になっていたのではないと思われる。

このことはF棟の屋上で改修工事の下請け作業を行っていたア・ミン(仮名)氏の体験談⁷⁾からも伺い知ることができる。彼は屋上で作業していたところ、作業灯が突然消えてブレーカーが落ち焦げ臭い匂いがしたので上方を確認すると、大量の白い煙が見えて火災だと気づき避難を決意した。時刻は午

後2時52分であり、その時点で既に屋内の視界は30～40%くらいだったが、階段の位置を覚えていたので、壁沿いに手探りで暗闇の中を探して階段に到達した。

彼によると、階段の窓は作業員が外の足場にアクセスできるように取り外されており、入り口は板で塞がれていたものの濃い煙と熱が階段室に流れ込んでしまっていた。14階に着くと彼は息を整えるためにいったん廊下に出て、再び階下へ降りようとして防煙扉を開けると階段の状況はさらに悪化して煙が濃くなっていた。そこで、彼は階段からの避難は不可能だと判断し、エレベータがまだ動いているのを見つけ、それに乗って幸いにも午後2時59分に無事1階まで降りることができた。そのとき現場には消防車が1台到着していたが、建物外側では大きな火の手は見られなかった。しかし、約10分後の3時10分には炎が空高く燃え上がっていたという。表2は、文献1)、7)に基づき筆者が整理したF棟の火災や煙状況のタイムラインである。

4.2 棟別の死者数の偏在と避難状況について

宏福苑高層住宅の火災では、火災現場から約56人が救助された一方、死者168人のうち147人は現場で死亡が確認された。遺体は居室部分だけでなく、階段や廊下などの共通エリアからも発見された。また、この火災で活

表2 F棟における火災や煙の状況のタイムライン

時刻	F棟の火災や煙状況のタイムライン
14:00頃	G棟の居住者が窓からF棟の防護ネットの隙間から小さな炎が燃えているのを目撃
14:45まで	F棟の外壁に沿った竹製足場に火が移ったという目撃情報がさらに寄せられる
14:51	消防覚知(消防に火災の通報)
14:52	F棟の屋上にいたア・ミン(仮名)氏が火災に気づき避難を開始(匂いと煙)
14:59	ア・ミン氏がF棟の1階に無事到着(階段は14階から下は濃煙で使えず14階からはエレベータで避難)
14:59	F棟近くには消防車が1台到着していたが外部には大きな火の手は見られず
15:00頃	避難できないと訴える住民からの消防への通報が相次ぐ
15:10	F棟の地上階付近から上層階まで延焼し炎が空高く燃え上がる
15:12	1階の共用ロビーには煙が充満して避難不能

※文献1)及び7)に基づき筆者作成

表3 各棟別の延焼経過と死者数

棟	死者数	各棟の延焼順とおよその時刻
A棟	0	6番目以降に延焼(時刻不明)
B棟	2	5番目に延焼(16時台)
C棟	2	4番目に延焼(16時台)
D棟	0	6番目以降に延焼(時刻不明)
E棟	82	2番目に延焼(15時台)
F棟	81	1番目に出火した棟(14時台)
G棟	1	3番目に延焼(15時台)
H棟	0	H棟は延焼していない

※文献1)、3)、4)に基づき筆者作成

動を行った消防隊員のうち12人が負傷し、1人が死亡した。

表3は文献1)、3)、4)に基づき、各棟別の延焼経過と死者数を整理したものであり、同じく図3は各棟の配置図と延焼順序(三角形内の数字)及び死者数(楕円内の数字)を示したものである。死者数は最初に出火したF棟(81人)と次に延焼したE棟(82人)に集中しており、3番目から5番目に延焼したG棟、C棟、B棟は1人ないし2人であり、これより以降に延焼したA棟、D棟では死者は0である。なお、H棟は延焼を免れている。この棟別の死者数の差は、各棟への延焼が及んだ時刻と、住民が自ら火災に気づく、あるいは他人から避難誘導を受けるタイミングとの関係によるものと考えられる。

最初に出火したF棟(午後2時51分消防覚知)や、F棟に続き30分程度遅れて比較的早期(午後3時台)に延焼したE棟では、火災の急激な上階延焼に加えて、火災警報の不備などにより火災に気づくのが遅れたことや、燃え落ちた竹製足場の大量の破片がF棟、E棟の棟間の地上で激しく燃え出したことにより、下層階から煙や熱気流がエレベータロビーや避難階段に侵入したことで、階段を使った避難が困難になり、多数の死者の発生につながったものと思われる。

一方、F棟、E棟よりも遅れて延焼したG棟や、最初の出火から1時間以上を経た午後

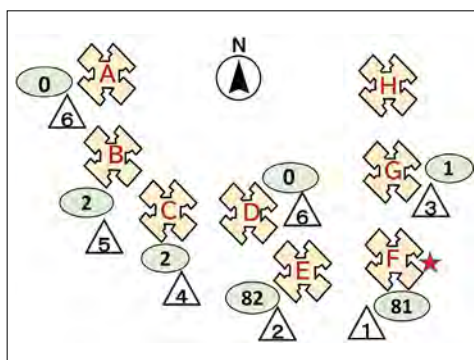


図3 各棟の配置図と延焼順序(三角形内の数字)及び死者数(楕円内の数字) ※F棟の横の星印は最初の出火場所

4時以降に延焼したと考えられるA棟、B棟、C棟、D棟でも建物全体に及ぶ延焼が生じたが、居住者が先にF棟やE棟が燃えていることを目撃し認知していた、あるいは周囲から携帯電話等で知らされたため、自分の棟の延焼に自主的に避難を開始、または消防機関などの避難誘導を受け危険の及ぶ前に避難が完了していた人が多かったものと考えられる。

ところで、宏福苑高層住宅には自動火災報知設備の設置がなく、また、非常警報装置は設置されていたもののボタンを押しても警報ベルが鳴動しなかったとされており、安全弁とも言うべき火災の警報システムが機能しなかったことも逃げ遅れにつながった可能性がある。

5. 香港高層住宅火災を受けてわが国の防火対策上考慮すべき課題について

中国の香港とわが国では高層集合住宅に対する防火規制や実際の対策の現状も異なることから、この火災にみられた火災リスクがそのまま日本における課題となるわけではないが、そこから汲み取るべき教訓も含まれていると思われる。そこで、本稿の最後に、香港高層住宅火災を受けてわが国の防火対策上喚起された課題について、以下の視点から整理してみることとする。

- (1)ファサード(外壁面)火災のリスクに関して
 - ・外装改修作業時の足場、防護ネット、養生

外壁面の急激な上階延焼という火災外力が様々な面で高層住宅の避難安全に影響を及ぼすことが示された。

に用いる材料の防火性

- 外装材のサンドイッチパネルや、さらにその外部の看板や修飾用等の材料の防火性
- (2) 工事中の消防用設備等の停止とその際の安全管理
- (3) 吹き抜け空間等に面する外気開放階段や避難経路の煙等からの安全確保
- (4) ファサード火災など屋外の火災の早期感知と警報について
- (5) 高層集合住宅における火災時等における全館避難と避難誘導のあり方

5.1 ファサード(外壁面)火災のリスクに関して

今回の香港高層住宅火災で急激な上階延焼の要因となったと考えられるのは以下の3つの点である。これらについてはいずれも日本国内で問題になることは少ないと思われる。

- 足場の用材の燃焼性(香港では竹製足場の使用がまだ多い。)
 - …国内では一般的に金属製のものを使用
- 落下防止用の防護ネットの燃焼性(香港の火災では可燃性のものを不法に使用していた疑いが指摘されている。)
 - …国内では防災製品の使用が求められている。
- 発泡スチロールなどの可燃製品を窓面の養生に使用
 - …国内では禁止はされていないが窓の養生にはビニールシートを用いるのが一般的

ただ、今回のパターンとは異なる外装材の燃焼による急激な上階延焼のリスクについては、国内でも過去に、バルコニーの手すり壁にアクリルを使用していた広島基町高層住宅火災(1996年)や外装材に用いていたサンドイッチパネルによって上階延焼した名古屋市北区の集合住宅火災(2018年)などの事例があるが極めて少数である。これは、外装材のサンドイッチパネルについて、国内の主要メーカーがパネル内の断熱材に難燃性

の樹脂を使用して火災リスクを低く抑えていることや国土交通省が通知によってこれを指導していることも功を奏していると言える。

以上を踏まえると、国内では海外で生じているような外装材の燃焼による急激なファサード火災のリスクは小さいと言えそうである。ただし、過日の大阪・道頓堀の雑居ビル火災において外装に用いられた建築部材のさらに外部に設置されていた看板や修飾用等の部材のように、昨今の木材使用推進を背景に木製部材の使用例の増加が見込まれる。それゆえ、外装材と同様にその燃焼性の程度については、ファサード火災のリスク低減の視点から、法令順守の徹底等を含めて注視していく必要があると思われる。

5.2 工事中の消防用設備等の停止とその際の安全管理

日本と異なり宏福苑高層住宅には自動火災報知設備の設置がなく、また、非常警報装置は設置されていたもののボタンを押しても警報ベルが鳴動しなかったとの報道もあり、安全弁とも言うべき火災の警報システムが機能しなかったことが多くの住民等の逃げ遅れにつながった可能性がある。一説には、外壁面の補修工事のために警報ベルの作動停止を行っていたために鳴動しなかったとの指摘もされている。

工事中の消防用設備等の一時的停止は、わが国においても起こり得ることであり、今後、工事中における安全確保については留意する必要がある。

5.3 吹き抜け空間に面する外気開放階段や避難経路の煙等からの安全確保

上に指摘したように、今回の香港高層住宅火災では、入隅部においてガラス開口部に避難階段や階段に通じる共用の中廊下に面していたことにより、外部からの激しい熱気流によってこれが破損して、濃煙に直接暴露される危険が生じた可能性を否定できない。一方、わが国では、直通避難階段の中に屋外

に面する窓などの開口部を設けることは考えられず、上記のリスクは想定しがたいと言える。

ただ、主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより火災時に生ずる煙を有効に排出することができるとする開放型特定共同住宅等においては、仮にこれらの開放型廊下、または開放型階段が狭い吹き抜け空間に面している場合、内部に滞留した濃煙によって避難に支障が生じるリスクが皆無とは言えないので検討の余地がある。たとえば、2025年4月19日に起きた大阪府の府営泉大津要池住宅火災では、住民ら40人が屋外に面した半ば開放された避難経路上で煙を吸うなどして病院に搬送されている。

5.4 ファサード(外壁面)火災など屋外の火災の早期感知と警報について

今回の香港高層住宅火災では、わが国における消防法等の防火関連法規で通常想定している屋内からの火災や煙の拡大、侵入とは異なる外壁面の急激な上階延焼という火災外力が様々な面で高層住宅の避難安全に影響を及ぼすことが示された。この点に関してはわが国においても新たな対応を考える必要があるのではないだろうか。

一般的に設置されている自動火災報知設

備等では、こうした屋外火災の熱気流や煙の拡散に対して迅速・有効な早期感知や警報、避難誘導館内放送はそもそも期待できず、屋外火災に対しては別の視点からの効果的な対応策を考慮する必要があると思われる。

5.5 高層集合住宅の火災時等における全館避難と避難誘導のあり方

以上のほかに、72人の死者を出したロンドンの⁸⁾グレンフェルタワー火災⁸⁾(2017年)とも共通する課題として、高層集合住宅における火災時の避難の戦略がある。たとえば、住戸ごとの防火区画性が高い場合「離隔した住戸の火災であれば住戸内にとどまる籠城避難」という考えが、英国の影響がある香港でも共有されていた可能性がある。これはわが国においても、高層集合住宅における全館避難(一斉か順次かも含めて)の必要性の判断と避難誘導のあり方につながる課題である。

さらに、今回の宏福苑高層住宅では居住者の約40%が65歳以上の高齢者であったことから、高層集合住宅にも車いす使用者や高齢者などの避難行動要支援者が居住していることを前提として、階段避難に介助が必要なこれら居住者への緊急時の避難支援のあり方についても配慮が必要である。

【参考文献】

- 1) Wang Fuk Court fire: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』英語版、
https://en.wikipedia.org/wiki/Wang_Fuk_Court_fire (2026年3月23日アクセス)
- 2) 高層建築物の火災一覧: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
<https://ja.wikipedia.org/wiki/高層建築物の火災一覧> (2025年12月20日アクセス)
- 3) BBC News: A visual guide to how the Hong Kong fire spread,
<https://www.bbc.co.uk/news/resources/idx-c9792622-43e7-4b04-8374-2771dce4fcd1> (2026年2月24日アクセス)
- 4) 香港01 紙: 宏福苑火災続報, <https://www.youtube.com/watch?v=7IAxRUAMrVc> (2026年3月28日アクセス)
- 5) 宏福苑住宅の標準的な平面図(C棟): https://www.housingauthority.gov.hk/hdw/content/static/file/b5/residential/plans/wangfukcourt_bC.pdf (2026年2月26日アクセス)
- 6) 集誌社: 宏福苑五級火, <https://thecollectivehk.com/> 宏福苑五級火直撃走火樓梯漏洞密封窗疑變開窿 (2026年3月30日アクセス)
- 7) F棟の屋上から避難したア・ミン(仮名)氏の証言: <https://www.hk01.com/article/60300237> (2026年3月16日アクセス)
- 8) 関澤 愛: ロンドンの高層住宅火災から1年 ~グレンフェルタワー火災が喚起したこと~, 月刊フェスク439号, pp.4-17, 2018年5月



感震ブレーカーの普及推進について (令和7年度報告等)

消防庁予防課 清水庸平

●はじめに

消防庁では、有識者、感震ブレーカー製造事業者や送配電事業者をはじめとする関係団体、内閣府、国土交通省、経済産業省等により構成される「住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」、「住宅防火対策推進懇談会」(以下「対策会議等」という。)を昨年10月から開催し、感震ブレーカーの普及推進に關する

検討を進めてきた。

本稿では、令和7年度の対策会議等で報告された、感震ブレーカーの普及推進に関する消防庁の取組概要、感震ブレーカー普及推進フォローアップ調査結果等を紹介する。(詳しくは [こちら](#))

●感震ブレーカーに関する各地域の実態把握

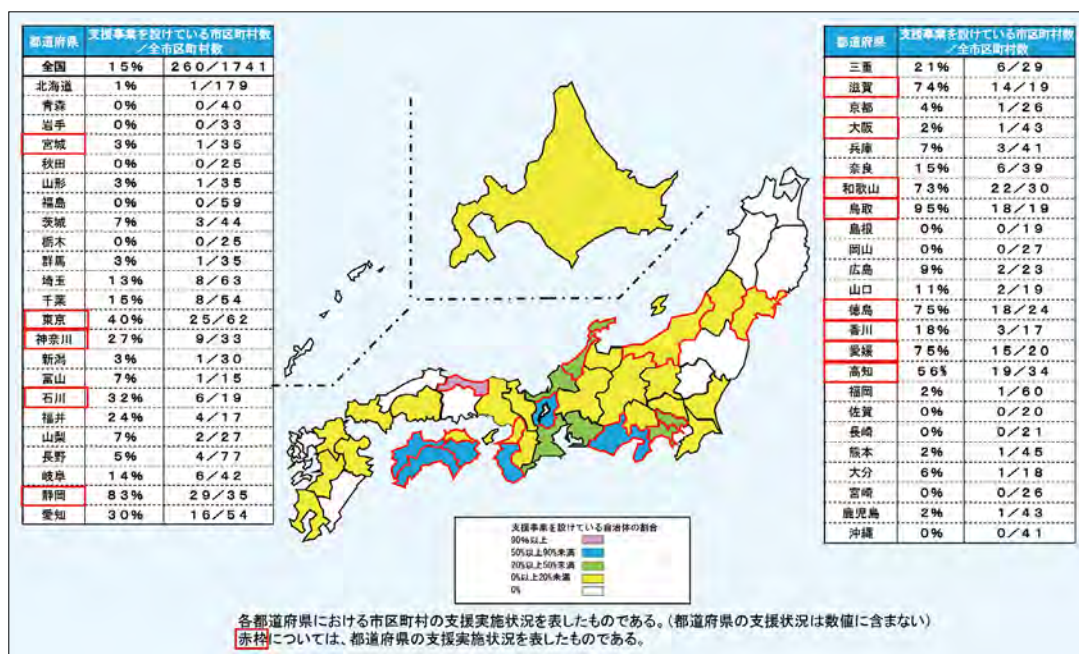
消防庁では、全国の地方公共団体に対し、感震ブレーカーの普及推進に関するフォローアップ調査を実施した。令和8年2月6日までに行った結果の概要は以下のとおりである(全都道府県・全市区町村から回答)。(詳しくは [こちら](#))

(1)アンケート調査の内容

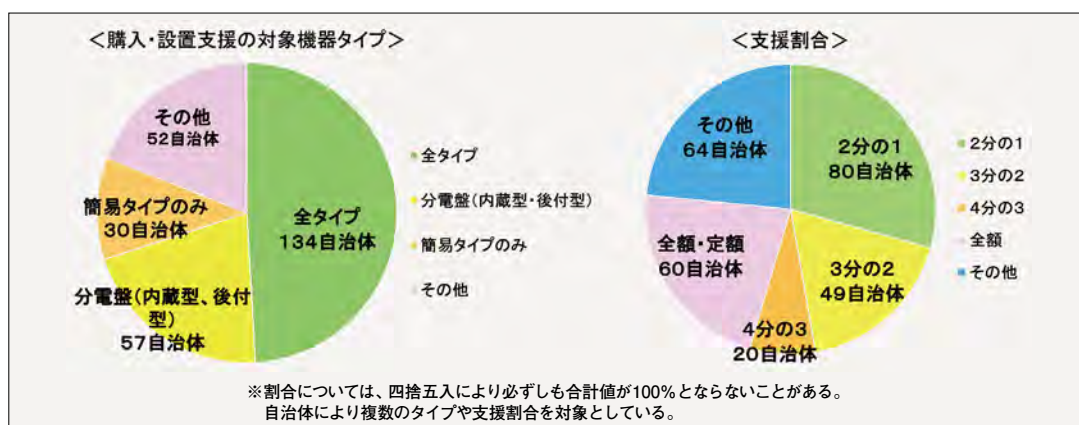
- ・地域防災計画へ「感震ブレーカー」の普及推進に関する項目を設けているか。
- ・火災予防条例(例)の改正(令和7年11月12日付け消防予第444号)を踏まえ、感震ブレーカーの普及推進について条例に規定したか。



令和7年度住宅防火対策推進懇談会(令和8年3月12日)



都道府県別 感震ブレーカーの設置支援状況等



感震ブレーカーの設置・購入支援の対象機器タイプ、支援割合

- 「感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について」(令和7年3月28日付け消防予第140号)を踏まえ、感震ブレーカーの普及計画を策定したか。
- 感震ブレーカーの設置率に関する目標を設定したか。
- 感震ブレーカーの設置率調査を行ったことがあるか。
- 感震ブレーカーの設置支援事業を行っているか。など

(2)調査の結果概要

- 地域防災計画に感震ブレーカーの普及推進に関する項目を設けている自治体……448自治体
- 感震ブレーカーの普及推進について規定している自治体……141自治体
- 感震ブレーカーの普及計画を策定している自治体……30自治体
- 感震ブレーカーの設置率に関する目標を設定している自治体……39自治体

○地域防災計画への感震ブレーカーの普及に関する事項の記載状況

	令和7年度	令和6年度
記載あり	448件	278件
記載なし	1,180件	1,407件
検討中	160件	70件

○自治体の条例や規則等への規定状況

	令和7年度	令和6年度
規定あり	141件	52件
規定なし	804件	1,691件
規定予定	724件	(昨年度調査なし)
検討中	72件	25件

○普及推進等を目的とする会議等の設定状況

	令和7年度	令和6年度
設定あり	12件	9件
設定なし	1,741件	1,733件
検討中	35件	8件

○感震ブレーカーの購入・設置に対する支援

	令和7年度	令和6年度
支援あり	273件	210件
支援なし	1,515件	1,578件

令和7年度と令和6年度における調査結果の比較

- ・感震ブレーカーの設置率調査を行ったことがある自治体……105自治体

- ・感震ブレーカーの設置等に関する支援事業を行っている自治体……273自治体

令和7年度の主な検討結果

令和7年度の対策会議等における検討結果として、「感震ブレーカーの普及推進について」及び「令和7年度住宅防火対策推進事業実施結果」をとりまとめ、報告を行った。報告では、消防庁の取組をはじめ、各団体の実施した感震ブレーカー等の普及推進に係る事業について紹介し、活発な意見交換が行われた。

(1)消防庁における感震ブレーカーに関する主な取組(概要)

○全国火災予防運動における広報啓発

消防庁では、毎年、春と秋の2回に分けて、全国で火災予防運動を実施しており、各消防本部等において、火災予防運動を集中的に行っている。

令和7年度の火災予防運動では、全国的に感震ブレーカーの普及推進に関する広報活動を実施した。

○関係省庁と連携した感震ブレーカーの普及啓発

地震による電気火災対策と感震ブレーカーについて周知するリーフレットを、内閣府、経済産業省と合同で作成し、広報・啓発活動に活用した。

また、電気事業法に基づき、登録調査機関な

どが各家庭を訪問して電気設備から漏電していないかなどの調査(点検)を行う際、併せて感震ブレーカーの概要や必要性などを冊子でお知らせする取組を令和7年度から開始した。

具体的には、感震ブレーカーの設置に関し、補助事業を行っている地方公共団体の取組を後押しするため、著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体で調査を実施する際、お住まいの自治体が行っている補助制度のお知らせをしている。

○普及啓発動画の作成

感震ブレーカーの認知度の向上が必要であることを踏まえ、消防庁では、各消防本部等での普及啓発の際に使用できる動画の制作や、関係省庁と連携したチラシの作成・配布を実施している。

○火災予防条例(例)へ普及推進の位置づけ

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」(令和7年11月12日付け消防予第444号)により、火災予防条例(例)において、市町村における感震ブレーカー

の普及の促進を明記した。

○感震ブレーカーの購入・取付支援

著しく危険な密集市街地に対する感震ブレーカーの普及推進を行うため、令和7年度補正予算に組み込んだ。

○自治体における先進的な事例取組の紹介

地方自治体が行っている感震ブレーカーの先進的な普及推進についての取組として、6事例を紹介した。

【名古屋市】

設置・購入に係る助成制度として、主な木造住宅密集地域を重点に設置・購入費の全額または2分の1(上限あり)を助成。

平成29年度以降の累計で、8,400戸に助成を行った。

【横浜市】

設置・購入に係る補助制度として、重点対策地域に簡易タイプの感震ブレーカーを無償で配布し、高齢者・障害者世帯への取付代行を行った。

【鳥取県】

10年間での目標設置率を50%に設定し、鳥取県地域防災計画に減災目標を明記した。また、県条例を改正し、感震ブレーカーの導入等について、県民の責務(役割)として明確化した。

【仙台市】

持続可能なエコシステムとして地域に定着させることを目指す、産学官金民(産業界・学会・官公庁・金融機関・市民)連携による防災共創コンソーシアム「クロス・イノベーション・ボウサイ」を立ち上げた。取組における具体的な数値目標として、2028年3月末までに、甚大な被害が見込まれる65,000世帯における感震ブレーカーの設置率を30%に引き上げるとともに、火災防止行動の認知率を90%まで高めることを目指している。

【香川県】

感震ブレーカーの普及推進に関する計画を策定し、県のホームページで公表している。また、県内自治体の相談窓口をまとめ、住民に対して情報提供を実施。

【西宮市消防局】

65歳以上の高齢者世帯について感震ブレーカーの取付支援を行っている。対象となる機器は電気工事の発生しないものに限定。

(2)住宅防火対策に関する関係団体の取組(概要)

【一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会】

感震ブレーカーデモ機の貸出

【電気保安協会全国連絡会】

感震ブレーカーに係る周知啓発活動

●消防庁における普及推進に向けた今後の取組等について

(1)自治体の取組に関する継続的なフォローアップの実施

全国の自治体における感震ブレーカーの普及推進に向けた計画の策定状況等についてフォローアップ調査を行うとともに、自治体の状況に応じて計画の策定に向けたアドバイス等を定期的に実施する。

(2)著しく危険な密集市街地における設置推進

著しく危険な密集市街地を有する自治体に

における取組状況を個別に把握し、国費による補助制度も活用しつつ、重点的に取組をサポートする。また、これらの取組で得られたノウハウを他地域へ水平展開する。

(3)新築住宅等における普及推進

関係省庁及び関係事業団体と連携し、新築住宅等への感震ブレーカーの設置推進を図っていく。

●おわりに

消防庁では、各関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進するとともに、各地域における計画の策定状況等について、フォローアッ

プ調査の実施を今後も継続して実施していく。

また、各地域における優良事例を収集し、情報共有を図っていく。



令和8年の大雨時期からの防災気象情報の変更及び少雨情報の発表

気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課／気候情報課

●はじめに

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁では、令和6年6月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、防災関係機関や地域住民の皆様が、より効果的に避難等の行動をとるための新たな防災気象情報の運用開始に向けて、地方自治体や報道機関等の関係機関とも調整しながら準備を進めてきた。

令和7年12月に気象業務法及び水防法の改正が行われ、今般、令和8年5月下旬より、新たな防災気象情報の名称や情報体系に基づいて運

用する予定である。

また、気象庁ではこれまで林野火災を明示した情報を発表していなかったが、令和8年1月より、これまで記録的な少雨時に発表してきた「少雨に関する気象情報」において、新たに林野火災を明示して火の取扱いに注意を呼びかける運用も始めた。

本稿では、これら新しい気象情報に関して紹介する。

●新たな防災気象情報について

新たな防災気象情報では、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、大雨などによる災害発生の危険度の高まりに応じて各情報を発表する。これに伴い、河川氾濫の特別警報を新たに開始することや警戒レベル4相当情報として危険警報を運用することなど、現行の大雨警報・注意報などの気象庁が発表する防災気象情報が大きく変わる。以下に、その概要を示す。

○5段階の警戒レベルへの整合

内閣府が公表している避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動が設定されている。警戒レベルに相当する河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮に関する情報については、これまで警戒レベルと発表される情報名称との対応が対象災害ごとに異なり、警戒レベルとの対応関係が分かりにくいものとなっていた。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

図1 新たな警戒レベル相当情報

今般の改善では、情報名称への警戒レベルの数字の付記、河川氾濫に関する特別警報の新設、警戒レベル4に相当する危険警報の創設など、情報の名称や体系を見直す。これにより、国民の防災行動の判断をより一層支援していく。

○情報へのレベルの付記

危機感を適切に伝え、住民がとるべき防災行動をより連想しやすくするため、情報に対応する警戒レベルとの関係を明確にし、情報名称そのものに警戒レベルの数字を付けて発表する。例えば、警戒レベル3相当の大雨警報は「レベル3大雨警報」として発表する。これにより、レベルの数字を見開きただけで、現在の気象状況がどのような防災行動をとるべき段階にあるのかを分かりやすくする。

レベル3の警報やレベル4の危険警報が発表された場合には、自治体からの避難指示等に十分留意し、災害の危険度の高まりを地図で表示する「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけていただきたい。

○河川氾濫に関する特別警報の新設

河川氾濫については、これまで予測技術が

十分ではなかったことから、特別警報を運用していなかった。しかし、近年の河川水位の観測・予測技術の進展により、特別警報の運用が技術的に可能となってきた。このため、指定洪水予報河川を対象として、河川ごとに河川氾濫に関する特別警報の運用を新たに開始し、「レベル5氾濫特別警報」として発表する。

○レベル4相当情報としての「危険警報」の運用

これまでは、自治体からの避難指示発令にあたる警戒レベル4に相当する情報について、土砂災害では「警戒情報」、河川氾濫では「危険情報」のように、情報名称が統一されていなかった。このため、警戒レベル4に相当する情報として、新たに「危険警報」を各現象について設定し、情報名称の統一を図った。大雨による浸水害を対象とする警戒レベル4相当については該当する情報がなかったところ、新たに「レベル4大雨危険警報」を設けた。

○新たなプロダクト「時系列情報(明日までの警報等の見通し)」の運用開始

令和8年5月下旬より、新たに「時系列情報(明日までの警報等の見通し)」の運用を開始する。これは、注意報や警報等の基準を超え

〇〇市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）

2025年XX月XX日11時00分発表

〇〇市

地域

23日

29日

知見

備考・関連する現象

1時間最大雨量 _(mm)					10	30	50	50	30	20	10							
24時間最大雨量 _(mm)						200				300								
大雨																		
土砂災害																		
暴風 _(m/s)	暴上	5	10	15	20	20	20	20	20	20	20	15	5					
	暴上	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
5時間最大降雪量 _(mm)																		
24時間最大降雪量 _(mm)																		
大雪																		
大雪 _(mm)		2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
降雪	濃 _(cm)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
雪																		
暴雪																		
濃霧	暴上																	
霧	暴上																	
新雪																		
乾燥	乾燥警報 _(%)				40					40							70	
	最小湿度 _(%)				40					40							70	
なだれ																		
低温																		
霜																		

図2 時系列情報

る現象や情報の発表が見込まれる時間帯を表示するものであり、事前の備えや避難の準備等に活用いただくことを期待するプロダクトである。時系列情報は、毎日4回(5時、11時、17時、23時)更新され、気象庁ホームページでいつでも最新の情報が確認できる。上記の発表時間以外にも、今後の見通しが大きく変わった場合などには、必要に応じて臨時に修正情報を発表する。

○キキクルの改善

キキクルは、大雨の際にどの場所で災害発生の危険度が高まっているのかを5段階に色分けして地図上に表示する情報で、大雨や土砂災害等の5段階の各レベルにおける情報の発表状況と結びついている。現在の雨の状況と今後の予測を踏まえて10分ごとに更新され、どの場所が危険なのかが一目で分かるものとなっている。

今般の情報改善にあわせ、従来の洪水と浸水のキキクルの両方を重ね合わせた「大雨キキクル」を新しく提供する。キキクルは気象庁ホームページから誰でも確認でき、民間事業者からキキクルの危険度をお知らせするアプリも提供

されているので、是非活用いただきたい。

○気象防災速報、気象解説情報の新設

これまで特別警報や警報、注意報などの警戒レベル相当情報を補足・解説する情報として運用してきた様々な気象情報を、大きく2つに分類する。記録的短時間大雨や線状降水帯による大雨、竜巻の発生など、極端な現象を速報的に伝える情報は「気象防災速報」、その他の情報は気象状況等を網羅的に解説する「気象解説情報」として発表する。

○新たな防災気象情報に関する特設サイトの開設

気象庁では、新たな防災気象情報に関する特設ホームページを公開している。ここでは、新情報の概要をはじめ、各情報の運用内容等に関する資料とともに、広報用のチラシやリーフレット等を掲載し、ダウンロードできる。新たな情報は自治体をはじめとする防災機関の防災対応に深く関連する情報となることから、こうした防災機関に対して新しい情報を活用いただけるよう、必要なフォローアップを今後も引き続き行っていきたいと考えている。

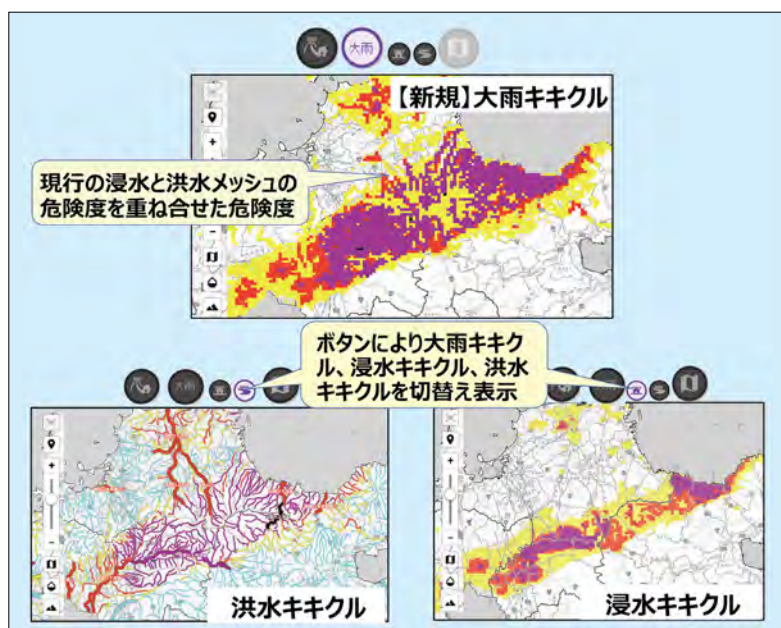


図3 大雨キキクル



図4 気象防災速報・気象解説情報



特設サイト

●線状降水帯に関する情報について

気象庁では、観測・予測技術の高度化を踏まえ、線状降水帯に関する情報の段階的な改善を進めている。令和3年に線状降水帯の発生をお知らせする「顕著な大雨に関する気象情報」の提供を開始し、令和4年からは、線状降水帯による大雨の可能性が高いと予測できた場合に半日程度前から気象情報においてその旨を呼びかけてきた。

これらの情報に加え、線状降水帯が発生する可能性が高まっていることを発生の2～3時間前を目標にお知らせする「線状降水帯直前予測」の運用を、新たな防災気象情報とあわせ

て開始する。加えて、気象庁ホームページにおいて、線状降水帯による大雨のおそれがある領域を地図上に示した「線状降水帯予測マップ」を提供する。線状降水帯直前予測が発表された際には、この予測マップにより、危険性が高まっている地域を空間的に把握することができる。

線状降水帯直前予測が発表された際には、自治体からの避難情報に留意し、「キキクル」や河川の水位情報などを確認のうえ、崖や川の近くなど、危険な場所にいる方においては、適切な防災行動をとっていただくことが重要となる。

●少雨に関する気象情報について

○令和6／7年冬の少雨とその後の林野火災

令和7年2月後半から3月にかけて、岩手県大船渡市をはじめとして各地で大規模な林野火災が発生した。これに先立つ令和6／7年の冬は、低気圧の影響を受けにくかった東北から九州にかけての太平洋側を中心に記録的な少雨となった。林野火災は気象以外にも様々な要因が複合的に関係すると思われるが、少雨が続いて林床可燃物の乾燥が進行すると、発生した火災が延焼しやすくなると考えられる。

気象庁では、令和7年8月に取りまとめられた「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対

策のあり方に関する検討会報告書」を受け、顕著な少雨が観測された場合には気象情報を発表して、林野火災を明示して火の取り扱いに対する注意を喚起することとした。さらに、大規模な林野火災の発生が多い1月から5月にかけて、少雨の地域に全国的な広がりが見られた場合には、気象庁、総務省消防庁と林野庁が臨時に合同記者会見を開催し、気象状況等を解説するとともに、林野火災への注意を呼びかけることとしている。

○令和7／8年冬の少雨

上述の新たな取り組みを開始した令和8年1



図6 線状降水帯に関する情報

月、顕著な少雨の地域が全国的に広がった。このため、1月22日には東海、近畿太平洋側、四国、九州北部地方、九州南部を対象として少雨に関する気象情報を発表するとともに、臨時の合同記者会見を開催して、林野火災への注意を呼びかけた。その後、2月には顕著な少雨の地域がさらに拡大したため、関東甲信、山陽、東北太平洋側の各地方にも順次情報を発表した。

日本の天候は、遠く離れた熱帯域の海洋の変動による影響をしばしば受けることが知られている。令和6／7年冬から2年続いて顕著な少雨となった。いずれの期間も、フィリピン付近で海水温が高く積乱雲の発生が通常より活発だったことが、日本付近の大気の流れを変化させ、湿った空気を流れ込みにくくした。これにより、太平洋側に降水をもたらす南岸低気圧の発生が少なかったことが少雨の要因

として挙げられる。気象庁では、こうした日本の天候について、大気と海洋の変動を一体化してシミュレーションする「大気海洋結合モデル」に基づく1か月予報や3か月予報を提供している。令和6年11月及び令和7年11月に発表した3か月予報(12月～翌年2月までが対象)でも冬の少雨の見通しを伝えていた。

このような少雨の実況や見通しは、林野火災ばかりでなく、ダム等の水資源管理や農作物管理等の社会経済活動においても重要な情報となる。気象庁では、今後も全国の降水量の実況を監視しながら、顕著な少雨の場合には気象情報により林野火災や水管理等への注意を呼びかけるとともに、少雨が予想される場合には、早い段階から心構えを高め備えていただけるよう、最新の見通しを気象情報や季節予報によりお伝えしていく。

●おわりに

防災気象情報は社会の様々な場面で活用されている。今回改善する新たな防災気象情報がしっかりと社会に定着し、有効に活用されることが何よりも重要である。

気象庁では関係機関と連携しながら、あらゆる機会をとらえて、引き続き新情報に関する周知広報に取り組んでまいりたい。

※本記事の転載をご希望の方は以下へお問い合わせください。

気象庁大気海洋部気象リスク対策課 小林勇壮 電話：03-6758-3900（内線4220） E-mail：kobayashi.yu@met.kishou.go.jp

台湾の魅力

2026年最新の日本人向け人気の海外旅行先ランキングでは、近場で安・近・短が魅力の「韓国(ソウル)」や「台湾」が1～2位を占めています。私も、韓国・台湾が大好きです。先日旅行に行った台湾の、私が感じる魅力についてご紹介したいと思います。旅の目的は大きく2つ。「台湾茶」と「ローカルグルメ」です。

台湾茶の世界

台湾茶の特徴は、種類の多さと香りです。発酵度合いによって、黒茶、赤茶、青茶、白茶と分類されています。この中でも特徴的なのが青茶。半発酵茶とも呼ばれ、烏龍茶と緑茶の中間のような爽やかな味です。台北の中山地域に、お気に入りのお茶屋さん新純香があり、いつもそこで茶葉や茶器を購入します。

今回は、青茶の「梨山高山茶」、金木犀の香りの「桂花烏龍茶」、紅茶のような味わいの「台湾紅烏龍茶」を購入しました。

茶芸体験では、3種類の茶葉を選ぶと、目の前で店員さんが説明しながらお茶を淹れてくれ、お茶菓子とともに味わうことができます。

台湾茶の本格的な淹れ方では、淹れたお茶をまずは茶海に注ぎます。茶海から右側の細長い茶器にお茶を注ぎ、それを左側の茶杯に注いで飲みます。右側の細長い茶器は「もんこうはい聞香杯」といい、お茶の残り香を楽しむのです。茶葉自体にも花のような香りがしますが、その残り香は茶葉によっても様々で、ハチミツのような甘い香りがするものもあります。香りを楽しむためだけの茶器があるなんて、とても優雅だと思いませんか？ 台湾茶の魅力は尽きません。



新純香で茶芸体験



阿城鵝肉のガチョウ肉

ローカルグルメ

今回の旅行で一番美味しかったのは、アーチエンアーロウガチョウ肉。阿城鵝肉は、ミシュランビブグルマンも獲得したガチョウ料理専門店。スモークしたガチョウ肉は、柔らかくも噛み応えもあり、変な癖もなく、とても美味しかったです。一緒に注文した筍も柔らかくて味わい深くてとても美味。ガチョウ油をかけたご飯に、イーメンハマグリのスープももちろん美味しい。これだけ注文して、2人で約3,000円。これはリピ決定です!!

ローカル食堂でローカルグルメを堪能するのが大好きです。メンセン麵線も魯肉飯も鹹豆漿も飯糰も担仔麵も牛肉麵も豆花も、台湾で食べた方が絶対的に美味しいし、しかもお安い。円安も物価高もなんのその。これだから、台湾旅行はやめられない!!





在留外国人に対する 防災訓練の推進について

東京消防庁防災部防災安全課地域防災係

はじめに

令和6年12月8日、葛飾区の公園においてエチオピア・コミュニティの方と近隣の町会の方が合同で防災訓練を実施した。消防職員が「やさしい日本語」を用いて指導を行い、通報訓練や初期消火訓練、煙体験、応急救護訓練、起震車体験などを実施したほか、エチオピア・コミュニティからの要望により訓練終了後に交流会を実施して参加者同士の交流を深めた。その結果、令和7年6月29日、令和8年2月15日にも近隣町会の方との防災訓練を実施するなど、防災訓練を通じた在留外国人と日本人住民との交流が続いている。

今回は、このような交流の実現に至るまでの、在留外国人に対する東京消防庁としての取組や訓練指導の補助となる資機材の導入について紹介する。

“防災”に関する教養等の必要性

令和8年1月1日時点で、東京都には約78万人の在留外国人が暮らしている。在留外国人は年々増加しており、東京都の人口に対する割合は、2026年1月時点では5.5%だが、2030年で約6%、2040年では約7.5%と徐々に上昇していくと予想されている。このため、地域防災力の維持・向上には在留外国人に対する防災教育や防災訓練(以下「防災訓練等」という。)の実施が重要となってくる。

加えて、阪神・淡路大震災における外国人の死亡率が日本人に比べて約1.5倍であったことや、地震に馴染みのない(地震が起きない)、又は「地震が起きた時に正しいとされる行動」が日本と異なる国や地域が出身の在留外国人に対して「地震が起きた時の日本での正しい行動」を学んでいただく必要があるため、在留外国人に対する防災訓練等の実施が必要である。

東京消防庁での取組(令和4年度まで)

在留外国人に教養等を実施する上での課題として、「日本語の理解力に個人差がある」「常識や行動原理が日本人と異なる」「出身国・地域



合同防災訓練に参加する在留外国人と日本人住民

によって防災に関する知識や正しいとされる行動が異なる(防災について知らない場合もある)」等が大きなものとして挙げられる。そのため、在留外国人に対する防災訓練等については、日本人に対するものとは異なる指導方針を定める必要があった。

当初、東京消防庁では、「災害時要援護者(要配慮者)」というくくりで指導方針を定め、在留外国人に対しては、多言語による対応で防災訓練等を実施していたが、平成21年に災害時要援護者の一部という位置づけだった在留外国人を分離させ、「在留外国人に対する指導方針」が定められることとなった。当時の指導方針は、「(外国語併記の)パンフレット及びホームページ等を活用した防火防災意識及び行動力の向上」を基本とし、地域住民に対する「在留外国人向けの防災対策に対する理解の増進や協力の確保」や「地域住民に対する防災訓練等に在留外国人を参加させる」というものであり、在留外国人自身に対する防災訓練等の実施を推

進するものではなかった。

一方で、平成18年から毎年1回、東京都生活文化局が主催する「外国人支援のための防災訓練」での訓練指導や訓練に参加した外国人からの意見を通して、在留外国人に対する防災訓練等のノウハウの蓄積を図った。

また、令和4年には、在留外国人に対する防災訓練等にやさしい日本語を導入していくための検証として、東京消防庁が所管している防災館において、やさしい日本語を用いた指導を開始した。

東京消防庁での取組(令和5年度以降)

コロナ禍によって一時的に右肩下がりになっていた東京都の在留外国人数が再び増加に転じた令和5年、在留外国人に対して積極的に防災訓練等を実施するため、在留外国人に対する防災訓練等の推進要領や指導方針を見直すこととなった。

まず行ったことは、今までに得た在留外国

人に対するノウハウ等の取りまとめ、各消防署へのヒアリング、外国人支援を行う団体や他の公的機関からの情報収集等である。これにより、出身国・地域によって防災に関する知識や正しいとされる行動が異なる(防災について知らない場合もある)ことや、常識や行動原理が日本人と異なることなどの課題における詳細の一端が明らかとなった。例として、(母国では)地震が起きた時、建物の外に逃げると教わった、信頼できる人からの連絡や紹介がないと会場に来ない、防災訓練等を告知する場合には、“無料”と表記しないと有料だと思われてしまうといったことが挙げられる。

次に、情報収集等により得た内容を踏まえ、検証のための防災訓練を実施した。検証項目については「アプローチ方法」「意思伝達手段」「指導内容・指導方法」「その他」に分類し、それぞれの目線で分析することとした。検証のための防災訓練は令和6年1月から3月にかけて計6回実施し、「チラシの配布のみではほとんど広報効果がない」「(外国人の)移動動線上で訓練を実施すると一定の参加者が得られるが、少し動線から外れただけで参加者がいなくなる」など、様々な知見を得ることができた。

同時に、指導する言語についての検討も実施し、様々な母国語を持つ在留外国人への意思伝達に有効である「やさしい日本語」を使用することとした。加えて、やさしい日本語を理解できない方々への対応として、訓練会場に努め

て翻訳機器や通訳を用意することとした。

そして、これらの取組によって得られた情報を「外国人防災訓練マニュアル」としてまとめ、令和6年3月に各消防署と共有し、同年4月からマニュアルに基づいた訓練を開始した。その結果、共有したマニュアルではまだまだ情報が不足していることや、在留外国人に対して言葉で訓練内容や注意事項を伝えることが難しいなどの課題が明らかとなった。このため、令和6年度以降も情報収集を継続しマニュアルを更新していくとともに、在留外国人により分かりやすく情報を伝えるための「言葉以外で説明を補助する」資機材を導入することとした。

コミュニケーションボードの導入

静止画や動画は、文字に比べて非常に多くの情報を一度に伝えることができるだけでなく、文字が読めなくても、ある程度理解することができる。このため「言葉で伝えることが難しい場合でも、最低限必要な内容を伝えることができるのではないか」という考えに基づき作成した資機材が、通称「コミュニケーションボード」である。これはやさしい日本語、静止画、動画を組み合わせて訓練内容等を説明する資料であり、訓練会場において説明時、あるいは体験待ちの間に見てもらう形で使用する。なお、動画については二次元コードを記載しており、各個人の携帯電話で読み込む必要がある。

現在、コミュニケーションボードは「火を消



起震車体験の様子



コミュニケーションボードで訓練内容を説明する様子



コミュニケーションボード(初期消火)



コミュニケーションボード(煙からの避難)

す方法」「煙から逃げる方法」「地震とは」「地震から命を守る方法」の4種類がある。これは、各消防署で在留外国人に対する訓練を実施した際に需要が高かった順である。地震については2枚制作しているが、1枚は地震に馴染みのない在留外国人に地震について学んでもらうための資料である。今後は、応急救護等の他の訓練内容についても制作していく予定である。

支援団体や地域を巻き込んだ訓練の推進

このような準備の下に在留外国人に対する防災訓練等を推進しているところであるが、目的の一つに「在留外国人を共助の輪に加えること」というものがある。日本における在留外国人の平均年齢は日本人の平均年齢と比べて低く(令和7年1月において日本人:約50歳、在留外国人:約34歳)、災害発生時の共助の担い手となることが期待できる。このため、外国人支援団体や地域の日本人住民を巻き込んだ防災訓練等を通して、在留外国人と地域をつな

げることを試みている。このような試みの一つが冒頭の事例であり、今後も同様の事例を増加させていく予定である。

おわりに

今回紹介させていただいた在留外国人に対する防災訓練等は、日本人に対する防災訓練等と様々な点で違っており、いまだに手探りで進めている状態である。加えて、やさしい日本語は使う側にとっては難しく、慣れが必要である。しかしながら、今後も増加が見込まれる在留外国人が、防災訓練等に参加して防災意識を培い防災訓練等の指導側に加わる、災害時に共助の一端を担うといったことが実現すれば、地域防災力の維持や向上に大きく寄与することが期待できる。

このため、東京消防庁では、今後も防災訓練等を通して、在留外国人に対する防災意識の普及啓発や地域とのつながりをつくり出す取組を推進していく。



エッセイ

歴史と地理を学ぶまち歩き

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 西藤公司

はじめに

6年ほど前から、月に2、3回であるが週末に妻とまち歩きを楽しむようになった。お互い血圧やコレステロールを気にして健康維持のために始めたが、一日2万歩程度、3万歩を超えることも少なくない。山手線の内側はもとより、東京23区もほぼ隈なく歩いたので、最近は川越、奥多摩、

横浜・横須賀など郊外にも足を延ばしている。

それまでは車や電車でただ通り過ぎてしまうだけだったところが、自分の足で谷や坂を感じ、所々にある史跡の説明板や文献を読むことで、地理的にも歴史的にもよく理解できるようになった。

ここで私が気に入っている東京都心部のまち歩きのコースを二つ紹介したい。



山手線の渋谷から上野まで縦走する

出発地の渋谷のまちは再開発で大きく変わりつつある。もともとスリパチ状になっている地形の底にあるのが渋谷駅で、この場所で渋谷川と宇田川が合流していたが、昭和39年の東京オリンピックを前に両川とも暗渠化された。暗渠化された渋谷川の上は道路や遊歩道となっていて、表参道を越え、新しい国立競技場まで歩ける。

国立競技場から、明治記念館と赤坂御用地の間を通り抜け、迎賓館赤坂離宮に向かう。赤坂御用地や迎賓館のある場所は、もとは紀伊徳川家の中屋敷だったところだ。迎賓館赤坂離宮は、明治42年に東宮御所として建設された、日本では唯一のネオ・バロック様式による宮殿建築物である。戦後、皇室財産から国に移管され、庁舎としてしばらく使用された後、大規模な改修を施し、昭和49年に現在の迎賓館として新たに開館している。

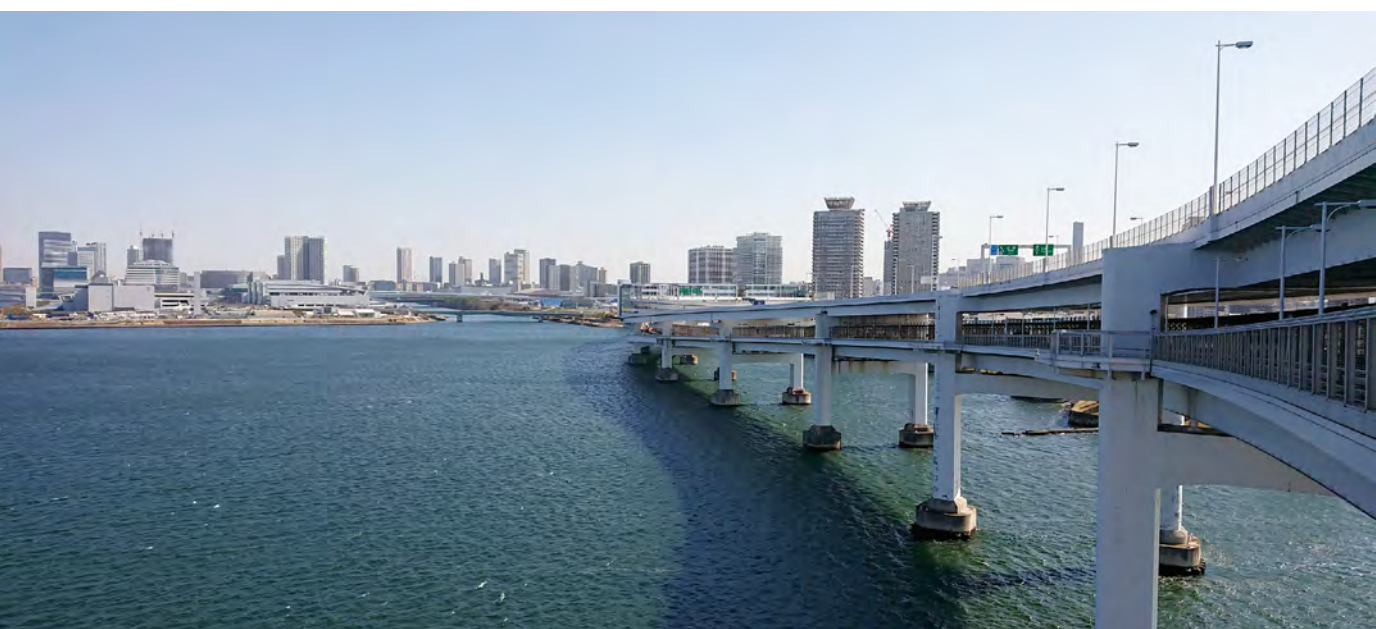
四ツ谷駅を通り過ぎ、市ヶ谷、飯田橋へと江戸城の外郭だった外濠^{そとぼり}に沿って右側に整備された外濠公園の遊歩道を歩く。左手の高台に見えるのが防衛省で、江戸時代は尾張徳川家の上屋敷だった。

飯田橋を渡り、小石川後樂園へと進む。この辺りは水戸徳川家の上屋敷があったところで、小石川後樂園は、江戸時代初期に水戸徳川家の祖である頼房が江戸の中屋敷(後に上屋敷となる。)の庭として築造し、二代藩主の光圀の代に完成した庭園で、現存する江戸の大名庭園としては最古のものとのことである。

ここから本郷へ。東京大学の本郷キャンパスはほとんどが加賀藩前田家の上屋敷だったところ、また、農学部のある弥生キャンパスは水戸徳川家の中屋敷だったところである。両キャンパスの間を通り抜け、不忍池、上野恩賜公園へ。この公園一帯には、東京国立博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学などがあるが、江戸時代は徳川将軍家の菩提寺、寛永寺があった場所。幕末、寛永寺を守る彰義隊と官軍とのいわゆる上野戦争で伽藍のほとんどが焼失、明治維新後官有地となり、明治6年に日本で初めての公園に指定されている。

東京湾岸周遊コースを歩く

日本の鉄道発祥の地、新橋をスタートし、まず



浜離宮恩賜庭園へ向かう。徳川將軍家の鷹狩場に、四代將軍家綱の弟で甲府宰相の松平綱重が海を埋め立て甲府浜屋敷と呼ばれる別邸を建て、その子綱豊(家宣)が六代將軍になったのを機に將軍家の別邸となり「浜御殿」と呼ばれた。明治維新の後には皇室の離宮となり、昭和20年に東京都に下賜され、翌年から浜離宮恩賜庭園として公開されるようになった。

次に竹芝埠頭、芝浦埠頭の港湾エリアを歩き、レインボーブリッジへ。この橋は平成5年に完成し、二階建て構造となっており、上部は首都高速、下部は中央に「ゆりかもめ」、その両側に一般道路と歩道が通る。都心や湾岸の高層ビル群を見渡せる北側の歩道をお勧めしたい。

レインボーブリッジを渡りきるとお台場、そこから中央卸売市場が移された豊洲、そして東京2020オリンピック・パラリンピックの選手村にもなった晴海を経て、もんじゃ焼きで有名な月島へ。

月島を出て、最終目的地の清澄庭園に向かうが、途中右手に大きな帆船が目に入る。これは、東京

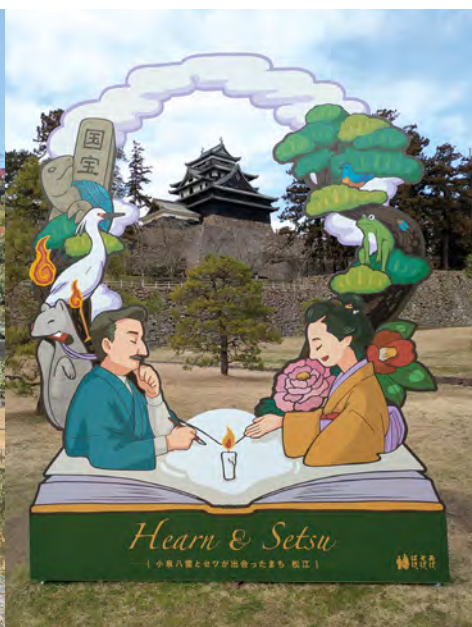
海洋大学越中島キャンパスに保存されている「明治丸」で、明治政府が灯台巡視船としてイギリスの造船所に発注して明治7年に進水、竣工している。そして、清澄庭園。江戸時代は下総国関宿藩主久世大和守の下屋敷だった邸地を、明治に入り、岩崎弥太郎が買い取り、庭園を整備。関東大震災後に岩崎家から東京市に寄贈され、昭和7年に清澄庭園として開園している。

ご紹介したコースはほんの一例、他にも見所は沢山ある。東京近郊にお住まいの方、出張や旅行で東京に来られた方には、ぜひ自分の足で東京のまちを歩いて、歴史を肌で感じていただきたい。

出張編 ― 彦根と松江のまちを歩く ―

最近、出張で滋賀県と島根県を訪れる機会があったので、お城を中心に彦根と松江のまちを歩いた。彦根城と松江城は、姫路城、松本城、犬山城とともに全国で5つしかない国宝天守である。

彦根城は井伊直政の子・井伊直継によって1604年に築城が開始され、1622年に完成して



いる。

JR彦根駅から「駅前お城通り」を15分ほど歩くと表門橋に着く。そこから緩やかな石段を約700m、標高差50mほど、途中、天秤櫓や太鼓門櫓などを通り、登りきると天守がそびえる。天守の中はかなり急勾配の階段で、最上階の望楼からは琵琶湖や伊吹山が一望でき、360度のパノラマが広がる。天守を降りて、黒門橋経由で国の名勝に指定されている大名庭園の「玄宮園」に立ち寄る。大きな池の手前から見る、天守と水面に映る逆さ天守はインスタ映える。玄宮園の後、江戸時代の城下町をイメージして整備された「夢京橋キャッスルロード」界限を楽しく散策し、彦根駅に戻る。

松江開府の祖とされるのが堀尾吉晴で、豊臣秀吉、徳川家康と二人の天下人に仕える。城普請の名人であり、孫の忠晴を助け松江城と城下町を建設し、現在の松江市の礎を築いた。

JR松江駅北口から真っすぐ西に歩くと宍道湖畔の白潟公園に突き当たる。ここからの宍道湖と

対岸の眺めは素晴らしい。そこから進路を北に取り、県庁の前を通り松江城に向かう。あいにく時間がなくて天守には登れなかったが、丁度NHK朝ドラ「ばけげき」が放映中とあって、小泉八雲・セツのモニュメントとお城を写真に収める。城内を北に向かい、城山稲荷神社を拝観し、小泉八雲記念館へと抜ける。あとは時間との闘い。空港バスに間に合うよう、お堀に沿って南下し、松江歴史館や島根ふるさと館を横目に見ながら早足で松江駅まで戻る。

おわりに

最初の頃は万歩計だけだったが、最近はスマートバンドを腕に着けウォーキングモードに設定して歩く。歩数や歩行距離、消費カロリーが表示され、スマホのアプリと連動させれば歩行経路も記録してくれる。

まち歩きの中お蕎麦屋さんを見つけて蕎麦前で地酒をいただくのが楽しみに加わり、東京都心から郊外へ、そして地方都市へ、歴史と地理を学ぶまち歩きは広がっていく。

第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



予防規程が抱える課題を解決する！ 「予防規程作成支援ツール」と「予防規程概要版」の 活用のススメ

東京消防庁 予防部危険物課 製造所規制係長 菊池保正

背景

予防規程に定める必要がある事項は、危険物の規制に関する規則(以下「危規則」という。)第60条の2に規定する事項だけでなく、国が発出する通知等に基づく事項等多岐にわたり、また、製造所等の施設区分や特殊性に応じて定めるべき事項が異なっている。

このため、予防規程の作成は、作成する事業

者にとっても、作成指導する消防職員にとっても大きな負担となっている。

また、せっかく事業者が予防規程を作成しても、その内容が製造所等の勤務者に十分周知されず、製造所等の自主保安に十分寄与していない状況が散見されていた。

このことから、事業者がオンライン上で活用できる予防規程の作成支援ツールと、製造所等の勤務者に予防規程の内容を周知して予防規程の実効性を高めるツールの開発に取り組んだものである。

取組内容

○予防規程作成支援ツールとは

事業者自ら予防規程に定める必要がある事項を確認でき、自らの製造所等に合わせてカスタムした予防規程作成例(予防規程の見本)をダウンロードして活用できるツールである。「予防規程作成チェック表(以下「チェック表」という。))」、「予防規程作成例」及び「予防規程作成例の解説」から構成されている。

次の3つの手順により、予防規程を簡単に作成することができる。

- (1) チェック表を活用し、自らの製造所等に応じて予防規程に定める必要がある事項を確認する。
- (2) チェック表等で確認した予防規程に定める必要がある事項に対応する予防規程作成

予防規程作成ツール等を紹介するリーフレット

例の本編(すべての製造所等が共通して定める部分)、細則(該当する製造所等のみが定める部分)をそれぞれダウンロードして組み合わせる。

- (3) 予防規程作成例の解説を参考にして、自らの製造所等の実態に合うよう予防規程作成例に追記、修正等を加え完成させる。

○予防規程概要版とは

予防規程に定める製造所等の平時の保安業務、災害時の緊急対応等を簡記して活用するツールである。A3サイズに印刷したものを製

造所等の勤務者が日常的に目にする事務室、スタッフルーム等に掲示する、A4サイズに印刷したものを勤務者に渡し携帯してもらうことで予防規程の内容の周知を図っている。

予防規程概要版には、災害時の二次災害防



当庁ホームページの専用サイト

- ◆ 作成例は本編と細則から構成される。
- ◆ チェック表で必要な細則を確認できる。
- ◆ 組み合わせると予防規程が完成します。



こちらからダウンロードできます



チェック表(抜粋)の活用イメージ

予防規程作成チェック表		
本チェック表は、本申請で認可を受ける予防規程の事項(本編、細則)を、消防署と事業者が相互に確認するために使用する管理用ツールです。作成、変更する予防規程の本編、細則の空欄に○を記入してください。		
予防規程「本編」に全ての危険物施設が共通して作成する事項	作成	変更
本編【危険物第60条の2第1項第1号～8号の2、第11号～14号関係】 ＜作成の必要がある施設＞全ての危険物施設		○
予防規程「細則」に全ての危険物施設が共通して作成する事項	作成	変更
1 災害対応に係る細則		
細則 1-1 風水害被害が想定される施設が適する風水害対策 ＜作成の必要がある施設＞地方公共団体等が作成するハザードマップ等において、風水害による被害が想定される危険物施設		○
細則 1-2 津波被害が想定される施設が適する津波対策 ＜作成の必要がある施設＞地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において津波による浸水が想定される地域にある危険物施設		

当庁HPの抜粋

1. 予防規程とは

予防規程は、危険物施設の火災を予防するため、事業者自ら作成し、届けなければならない自主管理規程です。

消防法第14条の2の規定により、一定規模以上の危険物施設を有する事業者は、危険物施設の運営に際して予防規程を定め、認可を受ける必要があります。

予防規程の作成方法は、以下のA Q(よくある質問)をご覧ください。

2. 予防規程の作成方法

予防規程の作成を支援するため、予防規程作成チェック表と予防規程作成例を公開しました。

下のアイコン等をクリックするとダウンロードできます。

予防規程の作成方法は、以下のA Q(よくある質問)をご覧ください。

予防規程の作成と認可申請書についてA Q(よくある質問)をご覧ください。

(1) 予防規程作成チェック表

予防規程作成チェック表は、予防規程の作成を支援するツールです。

予防規程(本編)、予防規程(細則)のそれぞれを作成する事業者と消防署が相互に確認するために使用する管理用ツールです。予防規程の認可申請時に、記入したチェック表を作成した予防規程に添えて申請してください。

(2) 予防規程作成例

予防規程(本編)

全ての危険物施設が共通して作成する事項です。

本編【危険物第60条の2第1項第1号～8号の2、第11号～14号関係】
＜作成の必要がある施設＞全ての危険物施設

予防規程(細則)

＜作成の必要がある施設＞に該当する危険物施設が作成する事項です。

1 自然災害に係る細則

風水害被害が想定される施設が適する風水害対策
＜作成の必要がある施設＞地方公共団体等が作成するハザードマップ等において、風水害による被害が想定される危険物施設

2 津波被害が想定される施設が適する津波対策
＜作成の必要がある施設＞地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において津波による浸水が想定される地域にある危険物施設

①本編と必要な細則をダウンロード



簡単だ

②解説を参考に、赤字を施設に応じて変更

予防規程(本編)の抜粋

第5 保安教育及び訓練【危機規則第60条の2第1項第4号関係】

1 保安教育及び訓練

所長は、全勤務員(アルバイト等を含む。)に対し、必要な保安教育及び訓練を次のとおり実施するものとする。

回数・時期 年1回以上(毎年6月第1週を予定)

対象 新入社員や人事異動者に対しては当該所での勤務開始時に別途実施する。

保安教育の内容 施設概要、予防規程の内容、災害時の対応

訓練の内容 自衛消防活動訓練(初期消火・油流出処理、通報連絡、避難誘導)、災害発生後の対応訓練(緊急点検及び施設再開判断)

2 その他

第6 危険物の貯蔵又は取扱い【危機規則第60条の2第1項第7号関係】

1 危険物の貯蔵又は取扱い作業の留意事項

(1) 所長は、危険物の貯蔵又は取扱い作業を安全に行うために必要な基準を整備するものとする。

(2) (1)で整備する基準は、定期的に見直しを行うものとする。

(3) 危険物取扱者が不在となる場合は、危険物の取扱い業務を行わないものとする。

2 その他

(1) 移動タンク貯蔵所からタンクに荷卸しする場合は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類、タンクの残量及び荷卸数量を確認するとともに、作業中は、危険物の流れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) (1)において、可燃性蒸気回収装置を使用する場合は、回収ホースが移動タンク貯蔵所及び通気管に確実に接続されていることを確認するものとする。

③解説を参考に、青字(その他)を施設に応じて変更、削除し、特記事項があれば追加

予防規程作成支援ツールの使い方

予防規程（概要版）

令和 年 月 作成

予防規程に定める平時の保安業務と災害時の対応をまとめたものです。二次元コードを読み取れば各種情報を確認できます。

予防規程とは



第1 平時の保安業務

1 当所の保安管理組織と役割

所長	- 次の保安業務等を行い、当所を安全に維持する。 ①危険物取扱い作業等を行うための基準の整備 ②点検結果等の整備、保管 ③勤務員への保安教育、訓練の実施 名前 (TEL. - -)
危険物保安監督者	全勤務員に指示し、法令と予防規程を遵守させる。 名前 (TEL. - -)
危険物取扱者	- 危険物保安監督者の指示に従う。 - 危険物取扱い作業、立合い等を行う。 - 危険物保安監督者不在時の代行を務める。
その他の勤務者	- 危険物保安監督者と危険物取扱者の指示に従う。 - 保安確保に努める。

2 日常点検等と補修工事

- 日常点検：毎日1回以上（時）に実施する。
- 定期点検：毎年1回実施する。（次回予定： 月 日）
- ※設備不良等があり補修等が必要な場合、消防署に事前相談する。

3 保安教育と訓練

- 毎年1回以上（次回予定： 月 日）実施する。
- ※新入社員（7割以上含む）には、当所での勤務開始時に別途実施する。
- ・教育内容：施設概要、予防規程の内容、災害時の対応
- ・訓練内容：自衛消防活動（消火、通報、避難）



問合せ先
電話

消防署予防課
電話

点検点検で使用
する点検票

危険物取扱者
制度概要

ver. 1-20250401

※赤字の部分は、施設の実態に応じて変更、追加の記載をしてください。

第2 災害時の対応

1 当所の自衛消防組織

自衛消防隊長	名前
消火・緊急搬送班【消】	名前
通報・連絡班【通】	名前
避難・誘導班【避】	名前

※隊長、隊員が不在時は、所長が代行、並務を指定する。

2 災害発生直後の対応

火災・油流出直後の対応	地震発生直後の対応
①直ちに作業中止 ②自衛消防隊長の指揮で活動開始 【消】初期消火（油流出防止措置） 【通】119通報、情報提供 【避】避難誘導、負傷者救護 ③活動終了後、緊急点検を実施 被害状況を把握し、施設再開を判断 ※緊急点検と施設再開判断には、緊急点検表又は判断ツールを活用する。	①地震に伴い火災、油流出が発生した場合は左記の自衛消防活動を開始 緊急点検表 判断ツール
④緊急点検で危険な状態を確認した場合、二次被害防止措置を実施 ※措置が困難な場合は119通報し、危険性が高まる前に避難する。	
⑤緊急点検で安全確認できた場合、所長の判断で施設再開	

3 災害対応に活用できる情報一覧

施設内に備えた対応	風水害、津波等の危険が高まってきた時の対応
緊急用ポンプ、緊急用発電機を備える場合の安全対策	大雨等への対応 風水管 津波警報発令時の対応 津波 地震発生時の対応 活動要領

※予防規程（概要版）のデータはこちら！（更新の際にご利用ください。）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-k/kenbutsu/kitei/index.html#ketei>

予防規程概要版

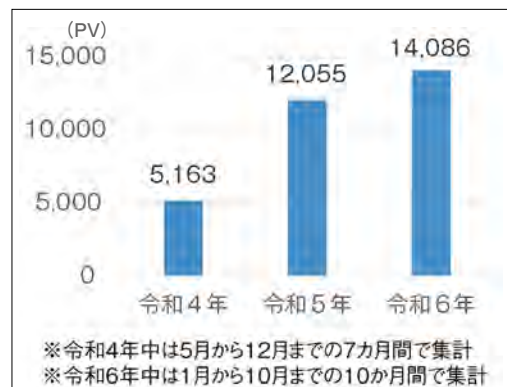
止措置や施設再開の判断基準等を開設する複数の二次元コードが掲載されており、スマートフォンで読み取れば災害時の対応等をいつでも確認することができる。

成果

- 当庁ホームページの「予防規程作成支援ツール」と「予防規程概要版」を公開するサイトへのアクセス数は年々増加しており、約3年間で合計3万PVを超えた。当庁管内の予防規程を定める義務がある製造所等の数は約1,900施設であることから、当庁管内の事業所だけでなく、全国の事業所に活用されていることがわかる。
- 予防規程を作成する事業者からは、「これまでこのような作成支援ツールがなかったため、同業者からコピーさせてもらった予防規程を見本にして作成しなければならず苦労していたのでありがたい」と好意的な意見

をいただいている。

- 予防規程の作成を指導する消防職員からは、「予防規程の作成指導がやりやすくなった。予防規程に定める事項が新たに追加された場合も、対応する細則の追加を案内するだけでよく、業務負担が軽減した」との好意的な意見が出ている。



公開サイト（トップページ）のアクセス数の推移



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

イザというときお役に立ちます。



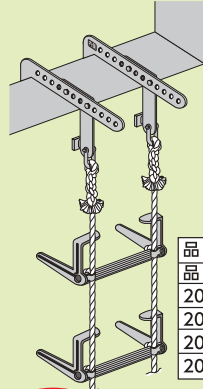
災害や火災から尊い生命を守る命綱

屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

オリールⅡ型

(可変フック式)

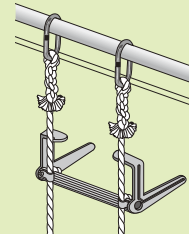
認定番号はしー002号



オリールⅡ型-B

(カラビナ式)

認定番号はしー002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)	品名	オリールⅡ型-B(カラビナ式)
品番	全長有効長用途	品番	全長有効長用途
2013	4.5m 3.9m 2階用	7013	4.4m 3.9m 2階用
2016	5.4m 4.8m 2階用	7016	5.3m 4.8m 2階用
2022	7.3m 6.7m 3階用	7022	7.2m 6.7m 3階用
2025	8.3m 7.7m 3階用	7025	8.2m 7.7m 3階用



トーヨー消火器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂 2-1-13 TEL.03(3646)7227(代)

<http://www.toyosyokaki.jp>

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
使用圧:1.6		
65	コ第7~13号	2002~2008
	コ第11~11号	2002~2005
	コ第14~10号	2005~2008
	コ第14~10~1号	2003~2008
	コ第15~1号	2005~2008
	コ第15~4~1号	2003~2008
	コ第58~11~5号	2002~2007
	コ第15~4号	2004~2008
65/50	コ第11~16号	2002~2006
50	コ第1~10号	2003~2008
	コ第1~10~1号	2007, 2008
	コ第11~12号	2002~2008
	コ第15~3号	2003~2008
40	コ第3~4号	2007, 2008
	コ第3~4~1号	2007, 2008
	コ第11~13号	2002~2008
使用圧:1.3		
65	コ第2~2~1号	2002, 2003
	コ第2~2~3号	2002, 2004
	コ第10~8~1号	2002, 2003
	コ第10~8~2号	2003

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
65	コ第11~18号	2002~2005, 2007
	コ第14~11号	2002~2008
	コ第14~11~2号	2008
	コ第14~21号	2003~2008
	コ第14~21~1号	2003~2008
	コ第15~6号	2004~2008
	コ第15~6~1号	2003~2008
	コ第15~28号	2003~2008
	コ第18~47号	2007, 2008
	コ第58~14~1号	2007, 2008
	コ第11~14号	2002~2008
	コ第1~8号	2003~2008
65/50	コ第1~8~1号	2004~2008
	コ第2~9号	2002~2008
	コ第2~9~1号	2002~2008
	コ第8~12号	2002~2007
	コ第15~16号	2003~2008
	コ第15~16~1号	2003, 2006~2008
	コ第60~4~1号	2002~2007
	コ第60~4~3号	2002~2005, 2008
50	コ第60~4~4号	2002~2008

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
40	コ第3~3号	2002~2008
	コ第3~3~1号	2007, 2008
	コ第4~13号	2002~2008
	コ第4~13~1号	2002~2008
	コ第15~7~1号	2003
	コ第53~6号	2002~2008
	コ第53~7号	2002~2008
使用圧:0.9		
65	コ第53~32号	2004, 2008
	コ第53~32~1号	1999~2007
	コ第61~13号	2002, 2004~2008
65/50	コ第12~7号	2000, 2001, 2003~2008
50	コ第12~3号	2000, 2001, 2003~2008
使用圧:0.7		
40	コ第4~14号	2007, 2008
	コ第7~28号	2003, 2004
	コ第10~4号	2000, 2001
	コ第15~27号	2004~2006
	コ第15~42号	2005, 2008

【ホース回収窓口】 **0120-244-557** (フリーダイヤル) 受付時間(土日祝除く): 午前9時~午後5時



芦森工業株式会社

<https://www.ashimori.co.jp/>

はじめに

奈良県広域消防組合(以下「当組合」という。)は、管轄人口約81万人(県の約64%)、管内面積3,361㎢(県の約90%)、14署17分署6出張所を設ける広域消防本部である。私は、その中で奈良県の北西に位置する高田消防署に勤務し、火災や救急、救助などの現場対応と予防業務の兼務体制で日々業務に取り組んでいる。

違反の覚知

令和6年9月某日、とある障害福祉施設より自衛消防訓練の問い合わせを受け、調べたところ、当組合の防火対象物にそのような名前の施設はなく、住所検索した結果、過去に「配送サービスセンター」として使用されていた建物と判明する。また、建物情報は平成20年から更新されていなかった。実態調査前の消防署

障害福祉施設の 重大違反是正 他機関連携による早期改善

奈良県広域消防組合 高田消防署予防課 消防司令補 宮谷英樹

高田川畔の桜(写真提供: 大和高田市)



実態調査前の消防署保有情報と実態調査の結果

実態調査前		実態調査後	
事業内容	配送サービスセンター	事業内容	障害福祉施設(覚せい剤・アルコール・ネット中毒者の回復施設)
用途	12項イ(作業所)	用途	6項ハ(5)(障害者支援施設)
構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 準耐火構造 2階建て	構造	不明(増改築により)3階建て
面積	1階:283.1㎡ 2階:288㎡ 延べ面積:571.1㎡	面積	1階:286.25㎡ 2階:141.6㎡ 3階:288㎡ 延べ面積:715.85㎡
消防用設備等	消火器・自動火災報知設備 誘導灯及び誘導標識	消防用設備等	消火器(製造年から10年経過、点検無) 自動火災報知設備(受信機無・感知器脱落)
検査状況	消防用設備等検査済証 交付済	有窓判定	各階無窓

※実態調査後の面積は後日、工務店が図面を製図した際に判明したもの

保有情報と実態調査の結果については上表のとおりである。

建物の状況

実態調査の結果、建物用途変更のほかに、増改築が発覚。下図の赤枠内が増改築された部分である。この増改築により、1階と2階の間に新たに階が増え3階建てとなった。なお、いつ、誰が増改築したのかは不明である。

賃貸状況

本物件は有限会社Aが保有し、代表(所有者A)は入院加療中である。現在は息子(管理者B)が賃貸管理を行う。占有者Cは所有者Aが入院前に契約をし、事業を開始したため、賃貸管理している管理者Bとは面識がない。

契約上の用途は「倉庫・事務所・営業所・カウンセリング」となっている。所有者Aは障害福祉施設としての実態を承知していたが、管理

階	左ブロック	中央ブロック	右ブロック
3階	薬物・アルコール		
2階	薬物・アルコール	ネット・ゲーム	ネット・ゲーム
1階	薬物・アルコール	本部事務所	

薬物・アルコール

薬物・アルコール中毒の回復施設

ネット・ゲーム

ネット・ゲーム中毒の回復施設

を引き継いだ管理者Bは「倉庫等」としての利用と誤認していた。このため、管理者Bと占有者Cの間で用途に関する認識について乖離^{かいり}が生じている。

法令違反の特定

実態調査を行ったが、増改築により正確な構造と面積を特定できなかった。このため、消防用設備等の設置義務について判定が困難な状態にあった。そこで、管理者Bおよび占有者Cへ図面の作成・提出を指示し、その面積を根拠として消防法令違反を特定することとした。

指導から3カ月経過しても図面提出がなかったため、当建物の違反事実を当組合のホームページや掲示板へ公表する旨を通告した。その結果、図面が提出される。精査により発覚した法令違反は以下のとおりである。

【建築基準法違反】

- 建築基準法第6条違反(確認申請未実施)
- 建築基準法第27条違反(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

【消防法違反】

- 防火管理者未選任
- 防災物品未使用
- 消火器：数量不足、製造年から10年経過
- 屋内消火栓：未設置
- 自動火災報知設備：受信機無、感知器脱落
- 消防機関へ通報する火災報知設備：未設置
- 誘導灯：失灯・未設置箇所有

奈良県建築課(以下「建築課」という。)との連携と優先順位の決定

建築課の対応方針は、①建築基準法第12条第5項による報告徴収により「自主的な改修を促す」、②「使用停止命令・除去命令は行わない」とのことである。

3者協議(消防・建築課・所有者)の結果として、消防用設備等の設置を優先し、消防法令違反の是正を先行させることにした。理由として火災時の人命保護の観点から早急に消防法令違反を是正しなければならないという思い

があったからである。

管理者B・占有者C間でのトラブル発生

是正の方向性が決まってから、管理者Bと占有者Cは今後の改善に向けて協議を実施するも、双方の意見が一致しない状況が続く。主張内容については以下のとおりである。

【管理者B】

- 違法状態での賃貸を拒否する。
- 増築部分(2階)撤去を希望する。
- 費用負担は避けたい。
- 連絡を拒否し、今後は弁護士に委託し対応する。

【占有者C】

- この建物で事業を継続したい。
- 事業形態から事業の運営に周辺地域の方の理解が必要であり、移転は避けたい。
- 設備費用は負担する。
- 建物改修費は所有者が負担する。
- 時間的猶予を希望する。

情報漏洩

管理者Bと占有者Cが対立し、膠着状態になるかと思われたとき、奈良県福祉保健部障害福祉課(以下「障害福祉課」という。)へ通報が入り、消防署を含まない3者協議(管理者・占有者・工務店)の協議録が外部に流出したことが発覚した。また、この協議録は2部作成されており、占有者Cから消防署側に提出された議事録とは異なるものであった。さらに、匿名通報を知ったウェブメディア関係者からの取材対応にも追われることとなった。

障害福祉課の措置と連携

障害福祉施設の運営に際しては、奈良県の指定を受けることで補助金の受給が可能となる。現在は指定の申請に消防用設備等検査済証(または、防火対象物使用開始届)の写しの添付が必須だが、事業開始当時は制度が未整備で添付を求めていなかった。そのため、当該書類の添付がないまま運営が開始されている。

次に、障害福祉課の措置としては以下のとおりである。

勧告書交付(期限設定)

↓ 未改善

命令書交付(期限設定)

↓ 1日でも期限を超過

指定取消し

補助金受給不可・介護報酬請求不可

5年間再指定不可＝実質的な事業停止

施設の現況について、障害福祉課は「当該施設がなくなれば利用者の回復支援が困難となる。しかし、利用者の安全が優先される」という見解であり、消防署としても「違法状態での事業継続は利用者・従業員の命を危険にさらしてしまう」と懸念していたため、双方が「安全な環境での福祉事業継続」を目的とする点で一致した。

こうしたことから、建物の安全確保を前提とした事業継続支援という共通目標のもと、足並みを揃え違反処理を進めていくこととした。

違反是正状況

時 期	令和7年5月中旬
消 防	違反調査実施(実況見分)
障害福祉課	消防と違反処理の連携開始
時 期	令和7年5月28日
消 防	警告書交付 内容：屋内消火栓設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯の設置を指示 期限：令和7年9月1日
障害福祉課	勧告書交付 期限：令和7年9月1日
管 理 者 B	連絡を拒否
占 有 者 C	管理者Bとの連絡が取れず手詰まり状態

時 期	令和7年6月中
消 防	所有者への違反是正を促す。
占 有 者 C	管理者Bが応対しないことに対し、損害賠償請求で調停を準備 弁護士同士で協議開始
時 期	令和7年7月中
占 有 者 C	建物を買い取る合意案を提出 これにより建物買い取り後、建物改修費も占有者Cが負担 買い取る前に管理者Bに対し、消防用設備等の設置にかかる工事の許可を得る。
時 期	令和7年9月12日
消 防	消防検査を実施、その他違反についても是正完了を確認
障害福祉課	勧告解除
所 有 者 C (元占有者C)	消防用設備等検査済証の交付を受け、事業継続

是正完了内容

以下のとおり改修し、これをもって本件の違反是正を完了とした。

① 2階部分の一部撤去

改修前：延べ面積 715.85㎡

改修後：延べ面積 700㎡以下

屋内消火栓設備の設置が不要に

② 1階重量シャッターの措置

従業員常駐時は常時開放状態を維持
(誓約書作成)

③ 3階開口部の改修

有窓判定可能な窓に変更
有窓階となり床面積規制による設備の設置義務対象外となる。以上のことから、延べ面積と床面積の両面から屋内消火栓設備を不要とした。

④ 消防用設備等の設置

消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯を設置

障害福祉課との情報交換

障害福祉課が所管する障害福祉施設等については、関係法令により「消防法に適合していること」が施設指定の条件とされている。この「消防法適合」とは、消防用設備等の設置状況のみならず、防火管理体制等を含む消防法の完全なる遵守を指している。そのため、障害福祉課では指定手続において、当該施設が消防法に適合していることを確認するため、添付資料として「消防用設備等検査済証」と「防火対象物使用開始届」の写しの提出を求めている。ただし、これらの書類のみでは消防法違反の有無を正確に把握できない場合があることから、今後は障害福祉課から各消防署へ当該施設の

消防法の適合状況について、照会が行われることとなった。照会のケースについては、以下のとおりである。

【障害福祉課から消防への照会ケース】

○既存物件の用途変更時

使用される用途として消防用設備等が基準どおり設置されているか、設備以外の部分においても違反がないかの確認

○使用形態の確認(全体／一部)

建物全体または一部を障害福祉施設として使用する場合の設置義務違反・維持管理違反の有無を台帳等で確認

○事業開始相談の確認

障害福祉課に事業開始の相談に来た事業者が、管轄消防署へ既に相談済みかどうかを適宜確認

【消防から障害福祉課への照会ケース】

○事前相談時の申請状況確認

消防に必要設備の相談があった際、障害福祉課へ相談済みか、申請途中であることを適宜確認

○違反判明時の情報共有

現に障害福祉施設として使用中の防火対象物に違反が判明した場合、障害福祉課が違反内容を把握しているか確認。未把握の場合は内容を伝達共有

まとめ

当該事案は、障害福祉課と連携を図った結果、即時に改修措置が講じられた。これは、障害福祉課による「指定取消し」の可能性を施設側が認識したことによるものと考えられ、関係行政機関との連携が違反是正に極めて有効であることを再確認したものである。

こうして違反是正ができたことは、各関係機関をはじめ、この事案に対して真剣に取り組んでくださった周囲の方々のおかげであると、深く感謝している。

この事例が、皆様の今後の違反是正業務の一助となれば幸いである。



奈良県広域消防組合消防本部

火災通報装置をご利用されている事業者様へ機器に関する大切なお知らせ

ご利用の火災通報装置の特定機種（下記に記載）において、消防機関からの折り返しの連絡を正常に受けられなくなる場合があることが確認されましたので、お知らせいたします。

なお、火災通報装置から消防機関への通報は問題なく動作いたします。

会社名	メーカー型番	安全センター認定 番号	生産期間
サクサ株式会社	SDE-204F(4)	火通-022号	2011年2月～2017年3月
パナソニック株式会社	BGF1197	火通-023号	2011年2月～2017年1月
ホーチキ株式会社	HSDE-204F(4)	火通-034号	2011年3月～2017年2月
株式会社初田製作所	HASDE-204FⅢ	火通-036号	2012年1月～2017年2月
能美防災株式会社	CAFJ001-R	火通-038号	2012年3月～2016年11月

サクサ株式会社 サポートセンター  **0570-001-393** 電話：050-5507-8039

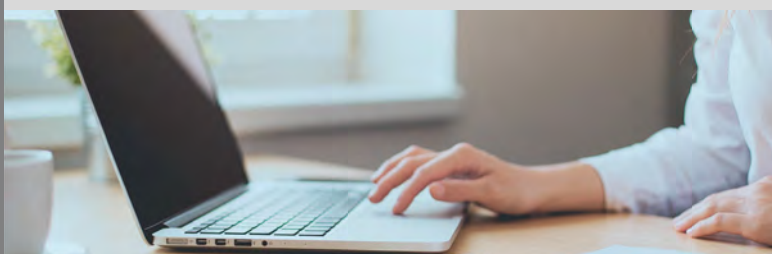
受付時間：月曜～金曜 9:00～12:00、13:00～17:30

（土曜、日曜、祝祭日および当社指定休日を除く）

https://www.saxa.co.jp/news/information/detail/20260227_1485.html



～資格の適切な維持・管理に～
消防設備士ONLINE講習



〈R8年度講習実施スケジュール〉

第1回目

【申込期間】

令和8年4月7日(火) ～ 令和8年5月26日(火)

【受講期間】

令和8年4月14日(火) ～ 令和8年6月16日(火)

第2回目

【申込期間】

令和8年7月1日(火) ～ 令和8年12月1日(火)

【受講期間】

令和8年7月7日(火) ～ 令和8年12月22日(火)

第3回目

【申込期間】

令和9年1月12日(火) ～ 令和9年3月2日(火)

【受講期間】

令和9年1月19日(火) ～ 令和9年3月23日(火)



イラン地震国際緊急援助隊 派遣の思い出

危険物保安技術協会技術顧問 小林恭一

イラン情勢が緊迫し、革命防衛隊の名を始終耳にするようになって、改めて1990年イラン地震の際に、国際緊急援助隊総括官として派遣された時のことを思い出した。

派遣まで

当時私は、出向先の東京消防庁から戻ったばかりで、消防庁の予防専門官の職にあった。地震当日は、夕方から課内で政令改正の打ち上げ。出席していた島崎次長のところに、救急救助課が「イランで大地震が発生し国際緊急援助隊の派遣要請が来ている。誰か総括官を指名してほしい」と飛び込んで来た。次長と目が合った私に「パスポート用の写真はるか」との問。思わず「あります」と言ったのが運の尽き。その場で派遣が決まってしまった。

実は、その週末に、東消の小山警防部長とゴルフの予定だった。キャンセルの電話をしたら、それじゃあ活動服など全部そろえてやるから、

とりあえず来ないか、というお誘い。すぐに東消に行き、鎌倉隊長など派遣部隊と顔合わせ。深夜、小山部長と部長室で水杯を交わしたことを妙に覚えている。

その後の派遣部隊の行動については、[こちらの記事](#)を参照してほしい。

さらに奥地へ

テヘランでは、政府や赤新月社と活動地点の交渉。ようやく決まり、軍(革命防衛隊)のC-130輸送機でカスピ海沿岸のラシュトへ飛び、バスとトラックを連ねてさらに奥地の小都市マンジールの軍の演習場にたどり着いた。頭も身体も疲労困憊なのに、まだ何も仕事をしておらず、あせるばかりだった。

マンジールの建物は全て煉瓦造。鉄筋はなく、煉瓦をアーチ状にして床まで作っており、5～6階建てもある。これでは、震度4程度でも崩れそう。町は、地震で破壊されて一面瓦礫の山とい

うより「瓦礫の海」。アメリカやイスラエルの爆撃で崩れた建物を見ると、当地の惨状を思い出す。

到着が遅くめぼしいサイトは残っていなかった。ヘリで山奥へ、との話。危険そうなので断った。次の日にヘリが墜落して、視察の大臣が亡くなったと後で聞いて、あの話を受けていたら…と、ゾッとした。

結局、陸路でさらに奥地に行くことに。3,000m級の岩だらけの山々を越える崖っぷちの道路は地震でところどころ崩れ、数百m下には転落した車が何台も。思わず天に祈った。護衛のため自動小銃を持って同行してくれた革命防衛隊と仲良くなったが、今頃無事であるだろうか。

インマルサット

当時は携帯電話などなく、テヘランでも東京への電話は一日がかり。やむを得ず、派遣隊の状況をメモして、大使館から外務公電で、飯田救急救助課長宛に何度か送ってもらった。メモは全消長会から全国にも配信され、状況がよくわかると好評だったと後で聞いた。上記の記事はそれをまとめたものだ。

そんな通信状況なのに、マンジールで、イギリス隊のインマルサットの衛星通信機器を借りたら、ダイヤルした途端に「もしもし」と救急救助課の日本語が聞こえて感激した。

救急救助課の第一声は、「追加派遣を要請し

てほしい」だった。私のメモのせいで、「うちも派遣したい」と各所から希望が殺到しているらしい。しかし、ここまで来るのに何日もかかり、既に外国部隊は帰国を検討している。「無理」と断った。

活動服

当時は、国際緊急援助隊の統一した活動服がなく、消防は東消の、警察は派遣機動隊の活動服だった。マスコミ取材の際などに、消防が見劣りしないよう気を使った。同行の外務省職員やJICAの支援隊はゴルフウェアで、とても被災地の活動は無理。マンジールで、東消の隊員が持ってきていた予備の活動服を貸してあげた。一夜明けたら、消防の活動服姿が倍に増え、それを見た警察の隊長の顔が忘れられない。

よく無事で

こうしたことから、その後、消防機関別の派遣のルールや統一の活動服が出来たり、1991年のバングラデシュ派遣隊からインマルサット一式を携行することになったりした。

この派遣は、国際緊急援助隊派遣法制定後初めてで、マニュアルも制服もなく、資器材や食糧も東消が徹夜で思いつくものを放り込んでくれたもの。考えてみれば、よく無事に戻って来たものだと、今更ながら思う。



事例研究

枚方寝屋川消防組合消防本部
警防部警防課指揮支援・調査隊
五十嵐 龍次

11万人に影響を及ぼした電車の火災事例

電車車両火災において関係機関との協力関係のもと、出火原因を明らかにし、管内の別会社に対しても影響の大きさを考慮して、類似火災防止のための情報提供も行った事例を紹介する。

●はじめに

本件火災は、運行中の電車が駅で停車した際、車両の下部から白煙を上げて出火した事例である。駅舎及び線路に焼損はなく、電車の下部のみが焼損していることから、翌日、A電気鉄道(以下「A社」という。)と合同で鑑識を実施した結果、A社のマニュアル改正に至るとともに、当消防組合管内で運行している別会社へ類似火災の防止を目的に情報提供を行うなど、再発防止策の構築につなげた。

●火災概要

- (1)出火日時 令和5年10月某日15時55分頃
- (2)覚知日時 令和5年10月某日16時35分

- (3)火災種別 車両火災

- (4)気象状況 天候：晴 気温：22℃
相対湿度：48% 風向：西南西
風速：2 m/s
注意報・警報等：乾燥注意報

●出火前、発見及び通報状況

(1)出火前の状況

電車は始発で朝6時頃から片道約52km間を2往復しており、3往復目に当該駅へ到着後、火災が発生している。なお、車庫にて朝の運行前点検を行い異常のないことを確認していた。

(2)発見状況

ホーム内にいた乗客が電車とホームの間から煙が出ているのを発見し運転手に伝えた。

(3)通報状況

発見者から知らせを受けた運転手が電車の積載無線で中央管制室へ知らせ、中央管制室の社員が119番通報した。

●現場の活動状況

駅構内には多数の乗客がいたことから集団災害の発生も視野に入れ、現場活動を実施。

軌道敷内への進入は、上下線車両の運行停止及び感電事故防止のため、パンタグラフの降下、電源遮断の確認後とした。

現場到着時、電車及びホームの間から白煙を認めるも狭隘^{あい}で、出火箇所を確認できないため、



写真1 現場到着時の状況

A社社員に進入できる箇所を聴取した後、救助隊員が進入。火点を発見後、放水を行い鎮火した(写真1・2)。

●車両情報及び現場見分状況

(1)車両情報

製造年：昭和45年(製造から53年)

構 体：鋼製

制御装置：添加励磁制御

主電動機：直流直巻電動機

電磁直流ブレーキ(回生ブレーキ付き)

【検査最終歴】

列車検査：令和5年10月20日

状態機能検査：令和5年10月12日

新重要部検査：令和3年7月30日

全般検査：平成29年7月11日

(2)現場見分状況

車両は7両1編成で、進行方向に向かって下り(大阪方面)先頭車両を1号車とし、5号車の車両下部に焼損を認める。当該車両をA社車庫へ移動後、レールの変形及び枕木に焼損のないことを確認し、火災発生翌日、当該車両の実況見分を行う。

●実況見分の状況

A社社員及び所轄警察官立ち合いのもとA社車庫内にて実況見分を行う。A社運輸車両部の社員(以下「技術者」という。)から出火箇所付近の構造を聞きながら見分を進める(写真3)。



写真3 実況見分の状況



写真2 救助隊活動時の状況

(1)出火箇所

外観及び車内に焼損はなく、焼損しているのが車両下部に付着する埃及びモーター配線に巻かれているビニールテープ等であることから、出火箇所を車両下部と判定する。見分を進めていく中で技術者から焼損している車両下部の埃は前方車両に積載されている「塗油器」が関係している可能性がある旨を聴取する(写真4～6、図1)。

(2)モーター配線

車両下部のモーター配線に巻かれているビニール等はビニールテープ、結束バンド及び難燃テープで、焼損は表面的であり、モーター配線に至る焼損は認められない。

(3)塗油器

電車の塗油器は、車両が走行する際にレールや車輪の特定の部分に潤滑油を供給する装置で、これらにより以下のような効果が期待で



写真4 出火箇所付近の状況

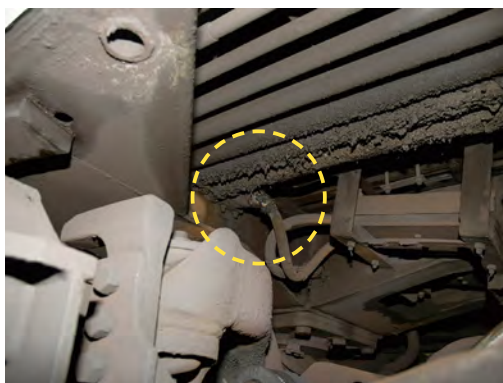


写真5 車両下部に付着する埃の状況



写真6 出火箇所の拡大

きる(写真7・8)。

なお、塗油器の潤滑油は4号車後方で吹き付けられている。

●脱線リスクの減少

急ブレーキ時の車輪とレールの摩擦によるせり上がり(レールを乗り越える)脱線を防いでいる。

●摩擦の軽減

レールや車輪の摩擦を減少させ、部品の寿

命を延ばすことができる。

●騒音の低減

摩擦を減少させることで、走行時の騒音を抑える効果がある。

●エネルギー効率の向上

摩擦が減ることで、必要な動力が少なくなり、エネルギー効率が向上する。

●保守コストの削減

摩擦や故障が減少するため、メンテナンスの

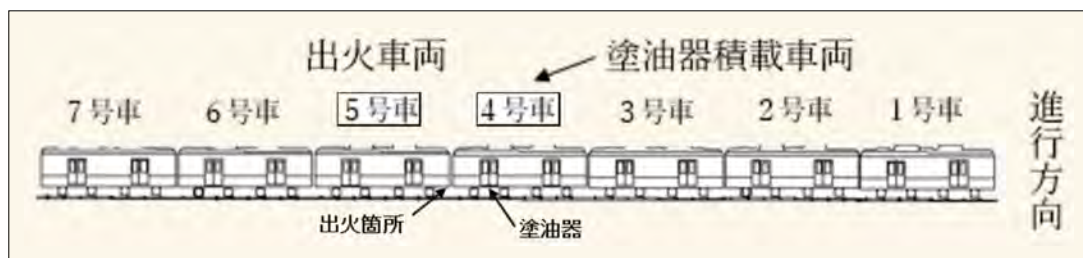


図1 車両位置図



写真7 塗油器及び吹き付け部の状況

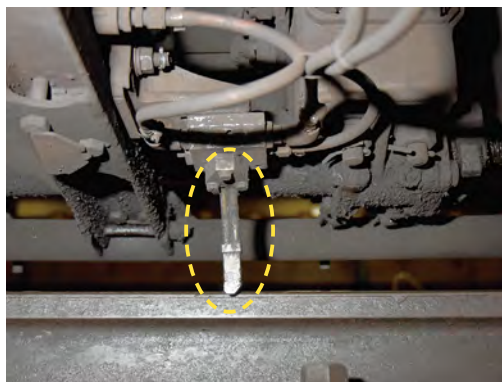


写真8 吹き付け部の拡大



写真9 制輪子の比較状況

頻度やコストが抑えられる。

上記を目的に散布された潤滑油がレールに付着後、回転する車輪により跳ね上げられ、車両下部に付着し、長年放置されたことで埃が堆積したものと推測される。

また、潤滑油は左右のレールに吹き付けているため、出火箇所の反対側の車両下部にも4号車後方の潤滑油噴射ノズルの付近だけ、他には見られない粘着質の埃の塊が付着している。

表1 制輪子の厚さと交換時期

新品	約6cm
交換の目安	約3cm
必ず交換	約1.5cm
※約6カ月で交換が必要	

(4)制輪子(ブレーキシュー)

制輪子は車で言うところの「ブレーキ」の役割を果たしており、ブレーキシリンダーと連携して制輪子を車輪に押しつけることで減速させる摩擦材である。铸铁や合成樹脂など各種素材の配合比率を調整して製造されている。A社社員の説明によると、「制輪子は鉄粉が含まれていることから、停車の際に車輪と制輪子の間で1,000℃以上の火花が発生する」とのことである(写真9、表1)。

◆鑑定及び燃焼実験

(1)粘着質の埃の塊の鑑定

粘着質の埃の塊を消防研究センターに鑑定

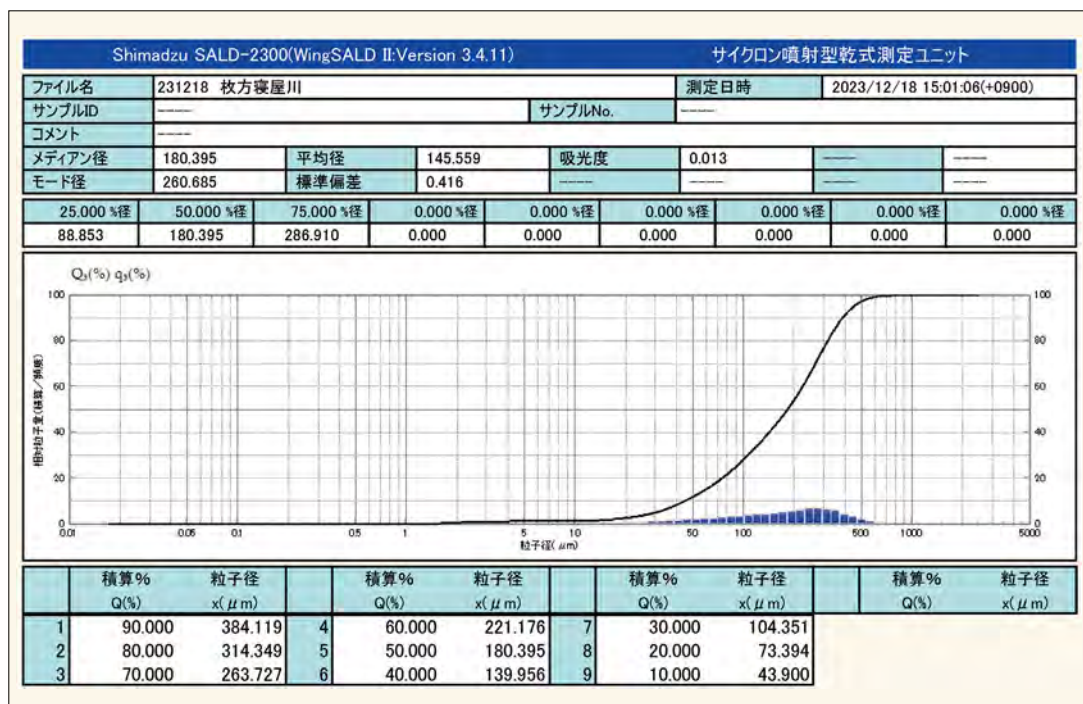


図2 粒度分布測定装置



写真10 金属製の粒

依頼する。エネルギー分散型蛍光X線分析装置(EDX)、粒度分布測定装置及び示差熱・熱重量同時測定装置(TG-DTA)で鑑定した結果を以下に示す。

●エネルギー分散型蛍光X線分析装置(EDX)

鉄(Fe)約87%、バリウム(Ba)約3.6%であることから主成分は鉄であると考えられる。また、分析機器で検出できない元素が数種類含まれ

ていることが見込まれる。

●粒度分布測定装置

最小粒径は $0.862\mu\text{m}$ 、累積50%(中央値)が約 $180.3\mu\text{m}$ であり、粒度分布測定のデータは累積50%の値が小さいほど、サンプルに小さな粒子がより多く含まれていることを意味している(図2)。

なお、出火箇所の車輪下部に堆積している粘着質の埃の塊をデジタルマイクロカメラ(ディノライト)で撮影すると、 $3.5\text{mm} \times 2.3\text{mm}$ の比較的大きい金属製の粒が含まれているのを確認する(写真10)。

●示差熱・熱重量同時測定装置(TG-DTA)

昇温直後から、わずかな減量を伴う微小な発熱が 227°C 付近まで継続し、 300°C 付近で減量を伴う発熱が認められた。そして、 357°C 付近から顕著な減量及び発熱が始まり、 400°C 付近で発熱が最大になる(図3)。

(2)粘着質の埃の塊の燃焼実験

粘着質の埃が着火するのかを詳細に見分し、

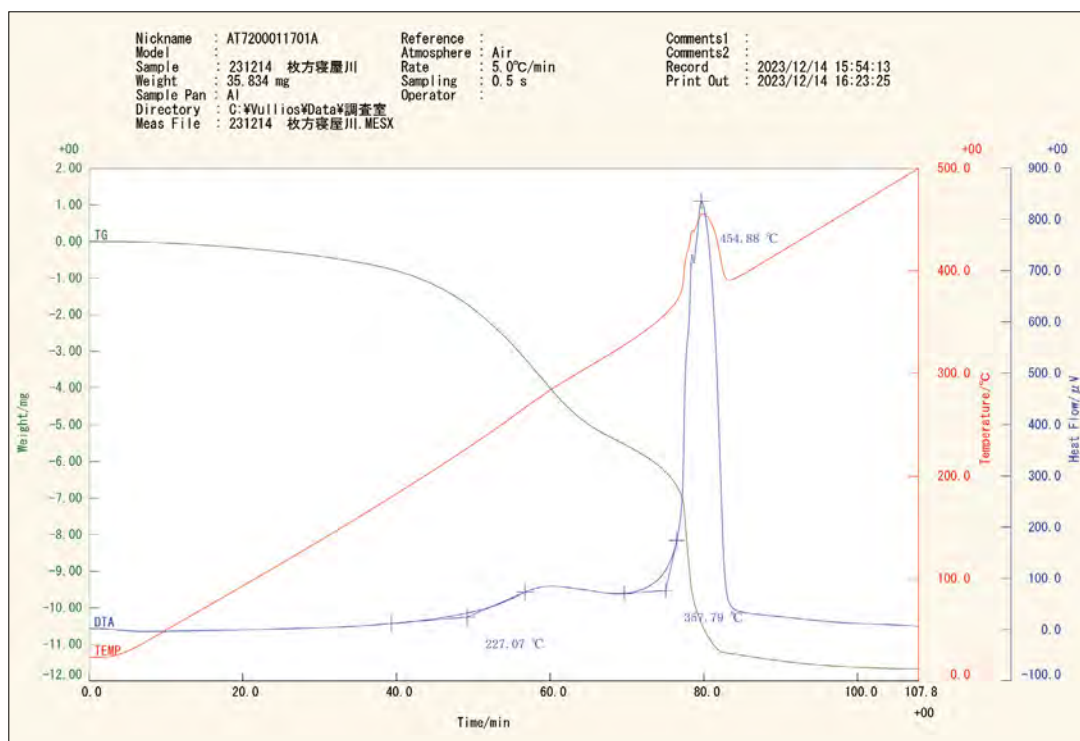


図3 示差熱・熱重量同時測定結果

客観的に出火原因を判断するために実施する。

出火車両から取去した粘着質の埃の塊をホットエアガンの温風(450℃設定)で加熱したところ、116℃で埃から発煙を認める(写真11)。

●考察

出火箇所については焼損状況から5号車の車両下部と判定、実況見分及び関係者の申述から出火原因について検討する。

(1) 焼損しているのは、車両下部の埃及びモーター配線に巻いているビニールテープのみでモーター配線は焼損していないこと。

(2) 出火車両の前方車両に塗油器が装備されており、出火箇所付近に粘着質の埃の塊が付着していること。

なお、実況見分から、跳ね上がった潤滑油が車体に付着し、埃を吸着して生成された可能性が考えられる。

(3) 出火箇所の下方には制輪子があり、制輪子は鉄粉及び合成樹脂で構成され、停車の際に車輪と制輪子の間で1,000℃以上の火花が発生すること。

(4) 出火当時は気温22℃、相対湿度48%、乾燥注意報が発令中で、制輪子周辺の温度は高温となり出火箇所付近における粘着質の埃の塊は着火しやすい状況といえること。

(5) 消防研究センターの鑑定結果によると、埃の塊の中の金属粒は鉄であり、357℃付近から顕著な減量及び発熱が始まり、400℃付近で発熱が最大になることから可燃性ガスの放出が考えられ、着火物及び延焼媒体になり得ること。

また、粘着質の埃の塊には3.5mm×2.3mmの金属製の粒が含まれていること。

(6) 燃焼実験から、粘着質の埃の塊を温風で加熱すると、約116℃で発煙が認められること。

●結論

上記(1)～(6)の結果、本件火災は、車両の脱線防止、摩擦防止等のため、走行中にレールへ塗油器で吹き付けた油が車輪の回転により跳ね



写真11 燃焼実験

上げられ、上方の車両下部へ埃とともに、長期にわたり堆積し、停車の際に車輪と制輪子の間で発生する火花により着火したものと判定する。

●再発防止策

(1)A社

A社は事案発生の翌日から塗油器搭載の編成車両(合計:15編成99両)を対象に臨時点検を実施している。当消防組合からは列車検査、状態機能検査、新重要部検査及び全般検査の点検項目に油を含んだ埃の除去がないことからマニュアル改正を指示し、改修に至っている。

(2)他社

当消防組保管内には別の鉄道会社があるためA社承諾のもと、類似火災防止のために情報提供を行うとともに、他社については定期点検時に油を含んだ埃の除去をしていることの確認がとれたため、継続的实施を要望した。

●おわりに

今回は、A社及び消防研究センター協力のもと原因究明に至った事例である。

焼損しているのは油を含んだ埃のみであるが、帰路に就く利用者など約11万人という多数の人々に影響を及ぼした火災であることから、再発防止の必要性を痛感し、臨時点検、マニュアル改正及び他社への情報提供を実施するに至った。今回の火災で得た結果を踏まえ、類似火災防止の一助となれば幸いである。



高層ホテルでの火災対応訓練を実施



山梨県
富士五湖広域行政事務組合
富士五湖消防本部

富士五湖消防本部では、1月26日(月)、地上12階建てのリゾートホテルにて火災が発生した際の合同対応訓練を実施しました。

多数の利用者を収容する当該ホテルでは、火災が発生した際には自衛消防隊と消防本部とで統率のとれた活動が求められます。

今回の訓練では7階客室から出火、自衛消防隊による消火、通報、避難誘導の実施。消防隊現場到着後、自衛消防隊からの引継ぎを受

け管理センターに指揮本部を設定。消防隊、救助隊は消火活動上必要な施設、非常用エレベーターを活用した活動、救急隊は救急指揮所の設定及びトリアージを実施しました。

事業所、消防隊ともに学ぶことの多い大変実りある合同訓練となりました。今後もこのような訓練を定期に実施し、地域住民のみならず富士五湖地域を訪れる観光客の安心、安全のため官民一体となり尽力してまいります。

解体予定建物を活用したブラインド型想定訓練の実施

守口市門真市消防組合では、2月26日(木)、3月5日(木)、9日(月)の3日間にわたり、解体予定建物を活用したブラインド型での各種想定訓練を実施しました。建物事故想定訓練では、普段の訓練施設とは異なる実災害により即した環境で、高所活動時における安全管理面の強化及び救助用の支点等設定時に必要となる臨機応変な判断能力を養うことができました。また、管内での巨大地震発生を想定した

訓練では、居室内に狭い^{あい}空間を設定し、緊急地震速報等を流すなど臨場感を演出しました。初動活動の重みを再認識しながら、進入隊員の安全管理と要救助者の救出活動における優先順位づけなど迅速かつ適切な判断が求められる非常に有意義な訓練となりました。

本訓練での経験や気づきを各小隊の連携及び救助技術の向上につなげ、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守ります。



大阪府
守口市門真市消防組合消防本部

産業保安行政事務専門員誕生！



大阪府
泉州南消防組合
泉州南広域消防本部

泉州南消防組合では、消防法とは異なる「高圧ガス保安法」「火薬類取締法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の保安三法事務を行う職員で一定の条件をクリアした職員に対し、産業保安行政事務専門員として認定し、3月5日(木)に認定証及び標章(胸章)を交付しました。

この制度は、難解な法令を読み

解く高度な知識と経験を有する職員を専門員として認定する制度を新たに設立することによる、人材育成とモチベーションの向上を目的としています。

認定された職員は「^{おご}著ることなく、引き続き専門員としての自覚と誇りを持ち、保安業務の推進に努めてまいります」と抱負を述べました。

消防用設備等点検報告率向上に係る支援事業の取り組み

一般社団法人埼玉県消防設備協会 会長 梅澤将明

はじめに

一般社団法人埼玉県消防設備協会(以下「協会」という。)では、県内消防本部(局)(以下「消防本部」という。)と協会が連携し、県内の消防用設備等点検報告率の向上を図るため、令和2年度から、「消防用設備等点検報告率向上に係る支援事業」(以下「支援事業」という。)を実施している。

本事業については、月刊フェスク(2018年10月号及び2019年9月号)において既に紹介されているが、以下、当協会の取り組みの成果について紹介する。

支援事業実施までの経緯

平成28年に、消防庁から消防用設備等点検報告制度に係る留意事項についての通知文書が発出されたが、文書には消防本部がリーフレット等を配布し啓発を行うことで点検報告率が向上したという事例などが紹介されていた。

その後、都道府県消防設備協会会長会議で消防庁から、成果を上げた事例として取り上げられていた一般財団法人福岡県消防設備安全協会から情報を提供していただき、当協会も同様の事業を行うか検討を進めた。

その後、令和元年度に埼玉県消防長会を通じて本事業の趣旨を説明、テストケースとして4消防本部に試

行をしていただいたところ、効果が確認できたので、令和2年度から本格的に支援事業を行うこととなった。

支援事業の流れ(図1)

- ①消防本部は、消防用設備等の点検未実施や点検結果報告書未提出の防火対象物など、是正指導を行う予定の防火対象物を事前に抽出する。
- ②協会は、各消防本部に対し、支援事業の協力に係る意見照会を行う。
- ③支援事業にご協力いただける消防本部は、協会に対し、事業に協力する旨連絡するとともに、通信用切手及び点検・報告に係る啓発用リーフレット(以下「リーフレット」という。)の交付を依頼する。
- ④協会は、当該消防本部に対し、依頼された切手及びリーフレットを交付する。
- ⑤消防本部は、防火対象物の関係者に通知文書、リーフレット等を送付し、点検・報告を求める。
- ⑥消防本部は、実施結果を協会に報告する。
- ⑦協会は支援事業成果を取りまとめる。

リーフレットの作成

防火対象物関係者へ送付するリーフレットは、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)が発行している「点検・報告のしおり」

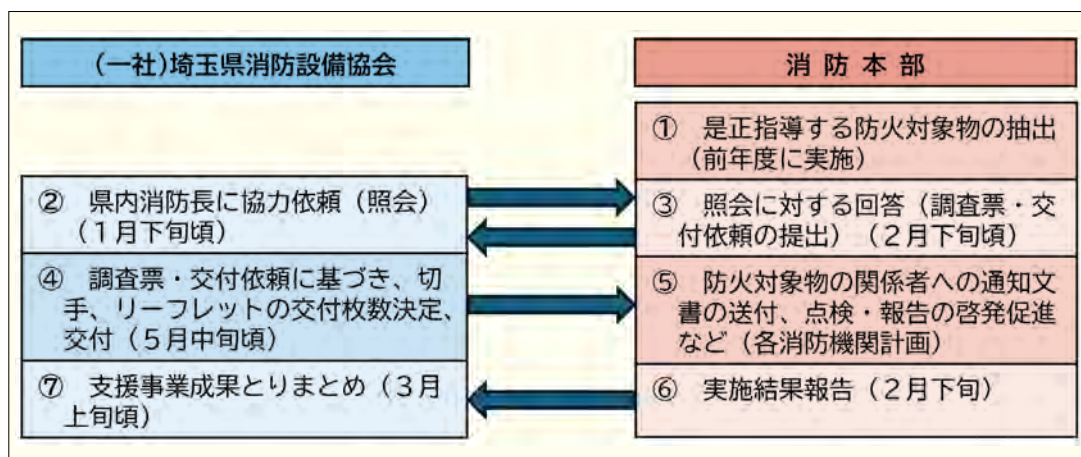


図1 支援事業の流れ



図2 リーフレット（中面）

をベースとして新たに作成した（図2）。

リーフレットには、防火対象物における消防用設備等の点検、整備、報告書の作成・報告といった業務内容、点検実施にあたっての留意事項を記載し、防火対象物関係者がスムーズに点検・報告業務を行えるようにしている。さらには点検済表示制度の広報に加え、裏表紙に県の点検済表示登録（ラベル）会員名簿を掲載して点検事業者を選ぶ一助としている。

リーフレットの構成はA4見開き4ページ（表紙、中面2ページ、裏表紙）となっている。

支援事業実施に係る経費

本事業に係る経費は、リーフレットの作成費、通信運搬費（切手の購入費、リーフレットの送料）などである。開始初年度の令和2年度は切手の要量数が多く、経費は約30万円程度となったが、令和3年度以降は12～18万円の間に収まっている。

安全センターは、令和2年度から消防用設備等点検済表示制度推進に係る助成事業を行っており、助成金を申請すれば最大10万円が交付されるので、実質の負担は年間数万円程度である。

令和7年度の主な経費は以下のとおり。

- リーフレット作成費用： 約 20,000円
- 切手購入費用： 約135,000円
- 消防本部への資料送付費用： 約 10,000円
- 合計： 約165,000円

支援事業の成果

次頁表に、令和2年度から令和7年度までの事業成果を示す。リーフレットの送付件数や防火対象物の関係者からの報告率をみると、若干の増減はあるが、総体的には、送付件数、報告率ともに増加傾向にある。

図3のグラフは、埼玉県全体の消防用設備等点検報告率の推移を示したものであるが、支援事業の推進と消防用設備等点検報告率増加の相関関係については断定できないものの、良い方向に働いているように見える。

支援事業にご協力をいただいている消防本部は、県内に26ある消防本部の約半数程度に止まっている。協会からの支援を得ずに独自に同様の施策を行っている消防本部もあるが、今後さらなる消防本部の参加を期待したい。

ご協力いただいた消防本部の所見

以下に、支援事業にご協力いただいた消防本部の主な所見を紹介する。

- 点検報告未実施の事業所から初めて報告があった事例があり、本事業の有効性を感じた。
- 多くの問い合わせ、相談があり、消防用設備等の点検・報告の重要性を周知できた。
- 点検報告制度や報告義務の未承知、報告の失念などの事例があり、点検結果報告書提出の義務について広く周知することができた。
- 防火対象物の物件解体や売却などの問い合わせもあり、防火対象物の現状把握にも効果が期待できる。

支援事業実施のメリット

協会が支援事業を実施することで得られるメリットは、以下のようなものが考えられる。

- 当該事業を実施することで、消防本部と協会との連携が強化される。
- 消防用設備等の点検報告制度に的を絞った広報を

強化することにより、協会として点検報告率の向上に寄与できる。あわせて未周知であった防火対象物の関係者に対し、消防用設備等点検済表示制度(以下「ラベル制度」という。)の広報ができる。

- ラベル制度の活用が期待され、防火対象物における消防用設備等の維持管理の適正化が期待される。

おわりに

協会は当初、5年(令和6年度)で支援事業を終了する予定であったが、その効果が高かったことから、支援事業を継続しているところである。

安全センターによると、前述した支援事業の助成金を申請した協会は、令和7年度は22で、令和8年度は、予算枠を30に増やしたとのこと。助成金の交付事業が始まった令和2年度は12協会ということだったので、参加協会は増加傾向にあるようであるが、まだ実施したことのない協会の事業検討の一助になれば幸いである。



図2 リーフレット(表紙)

表 支援事業成果の推移

年度	協力消防機関	リーフレット送付件数	報告件数	報告率
R2	14	3,454	1,284	37.2%
R3	14	2,088	403	19.3%
R4	12	1,815	480	26.4%
R5	12	1,212	431	35.6%
R6	13	2,675	1,089	40.7%
R7	12	2,313	868	37.5%
合計	77	13,557	4,555	33.6%

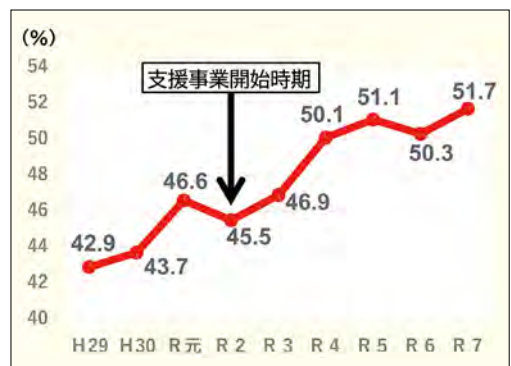


図3 埼玉県の消防用設備等点検報告率の推移

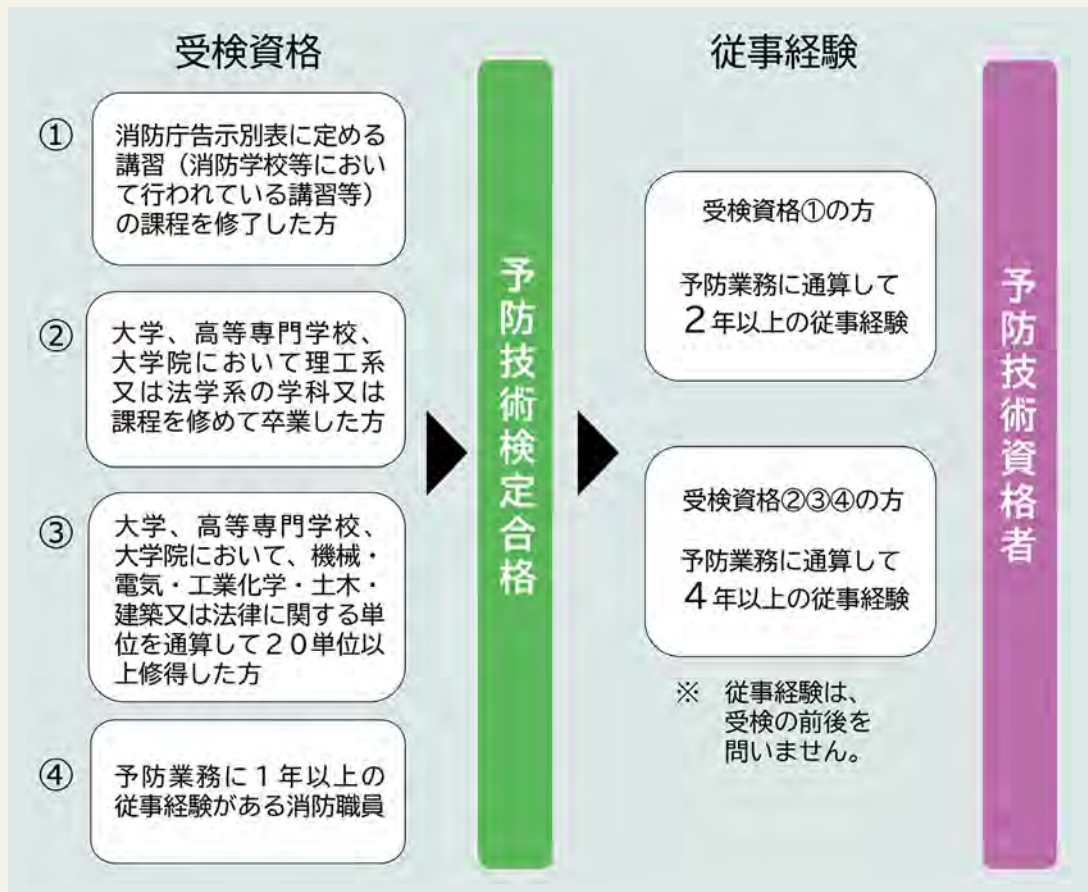
令和8年度 予防技術検定のご案内

予防技術検定とは、予防技術資格者になるための検定です。

一般財団法人消防試験研究センター

- 日 時 令和8年12月6日(日) 14時00分～16時30分(13時30分集合)
- 申請期間 令和8年7月8日(水)から8月31日(月)
- 検定区分 防火査察・消防用設備等・危険物
- 検定手数料 6,600円 ※別途払込手数料が必要です。
- 会場 全国47都道府県

受験資格と認定のフロー



※各種日程等は、現時点での予定です。7月1日(水)に当センターホームページに公示しますので、必ず確認してください。

【お問い合わせ先】 一般財団法人消防試験研究センター
 電話 03-3597-0220 (9:00～17:00(土日祝日除く))
 URL <https://www.shoubo-shiken.or.jp>



石油燃焼機器等防火性能認証品

一般財団法人日本燃焼機器検査協会

(令和7年10月1日～令和8年3月31日)

1. 密閉式石油ストーブ

商 号	形式の呼び	離隔距離 (cm)			
		上方	側方	前方	後方
コロナ	FF-AG6826H	15	10	100	10
コロナ	FF-IR6826	15	10	100	10
コロナ	FF-SG4226M	15	10	100	10
コロナ	FF-SG5626M	15	10	100	10
コロナ	RF-42GSL	10	10	100	10
コロナ	UH-FIR7026	15	10	100	10
トヨトミ	FR-SS36R	20	10	100	13.5

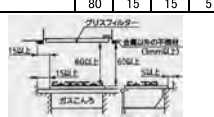
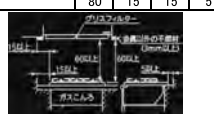
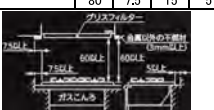
ガス機器防火性能評定品

ガス機器防火性能評定委員会 事務局
一般財団法人日本ガス機器検査協会

(2025.12.01～2026.02.28)
(新規のもの)

(1)別表に定める種類の燃焼機器

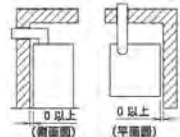
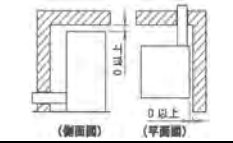
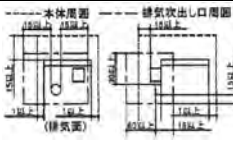
ア. 別表に定める離隔距離未満で設置する燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気的方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
							—	上方	側方	前方	後方
GX-EM160ZT	26/02/20	30/03/30	バーバス㈱	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	38.4	本体周囲	上方	側方	前方	後方
GX-EM160ZT-L	26/02/20	30/03/30				15		1	*	1	
GX-EM160ZW	26/02/20	30/03/30				38.4	排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方
GX-EM200ZT	26/02/20	30/03/30				45.3		30	15	60	15
GX-EM200ZT-L	26/02/20	30/03/30				45.3	*機器前方は、火災防止上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けてください。				
GX-EM200ZW	26/02/20	30/03/30				45.3					
GX-EM240ZT	26/02/20	30/03/30				54.7					
GX-EM240ZT-L	26/02/20	30/03/30				54.7					
GX-EM240ZW	26/02/20	30/03/30				54.7					
GX-EM160ZA	26/02/20	30/03/30				38.4			38.4	本体周囲	上方
GX-EM200ZA	26/02/20	30/03/30	45.3	15	1	*			1		
GX-EM240ZA	26/02/20	30/03/30	54.7	排気吹出し口周囲	上方	側方			前方	下方	
			30		60	15			15		
				*機器前方は、火災防止上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けてください。							
GX-EM160ZU	26/02/20	30/03/30	38.4			38.4	本体周囲	—	1	15	1
GX-EM200ZU	26/02/20	30/03/30	45.3			—		1	15	1	
GX-EM240ZU	26/02/20	30/03/30	54.7			—	1	15	1		
RUFH-UME2408AA(SAA)	25/12/05	27/02/24	60.7			本体周囲	上方	側方	前方	後方	
			15				1	*	1		
						排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方	
			30				60	15	15		
						*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。					
RUFH-UEQ2408AF(SAF)	26/01/28	27/02/24	60.7			60.7	本体周囲	—	1	15	1
RUFH-UEQ2408AB(SAB)	26/01/28	27/02/24	60.7			—		1	15	1	
RUFH-UEQ2408AH(SAH)	26/01/28	27/02/24	60.7			15	1	15	15		
RUFH-UEQ2408AT(SAT)	26/01/28	27/02/24	60.7			本体周囲	上方	側方	前方	後方	
RUFH-UEQ2408AW(SAW)	26/01/28	27/02/24	60.7				15	1	*	1	
			60.7			排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方	
			30				15	60	15		
						*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。					
C3GV2RV	26/01/16	29/06/27	㈱ハーマン	厨房設備 (組込型ガスグリル付 こんろ)	組込型	8.60	—	上方	側方	前方	後方
C3GV2RWT	26/01/16	29/06/27				8.60		80	15	15	5
C3WV5RWT	26/01/16	29/06/27				9.28					
DG32V1V	26/01/16	29/06/27				9.28					
DG32V2V	26/01/16	29/06/27				8.60					
DW32V5WT	26/01/16	29/06/27				9.28					
C3S20PWA	26/02/27	28/12/21		厨房設備 (組込型ガスグリドル 付こんろ)		9.55	—	上方	側方	前方	後方
						9.55		80	15	15	5
											
C3S21PWA	26/02/27	28/12/21				9.55	80	7.5	15	5	
											

ウ. 新しい設置形態の燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気的方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
							—	上方	側方	前方	後方
DU330	25/12/26	30/12/25	㈱世田谷製作所	組込型暖房機器	組込型 (開放式)	2.33		1	1	60	10

(2)別表に定めない燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離(cm)				
				(種類)	上方	(給排気的方式)	(kW)	—	側方	前方	後方
TGSC-B10DCL	26/02/13	29/02/06	タニコー㈱	オープン	Aタイプ	34.9		フット	0	—	0
TGSC-B10DCR	26/02/13	29/02/06				34.9		フット	0	—	0
TGSC-B10DWCL	26/02/13	29/02/06				34.9		フット	0	—	0
TGSC-B10DWCR	26/02/13	29/02/06				34.9		フット	0	—	0
TGSC-B6DCL	26/02/13	29/02/06				25.6		フット	0	—	0
TGSC-B6DCR	26/02/13	29/02/06				25.6		フット	0	—	0
TGSC-B6DWCL	26/02/13	29/02/06				25.6		フット	0	—	0
TGSC-B6DWCR	26/02/13	29/02/06				25.6		フット	0	—	0
LGV-100	26/01/20	31/01/19	服部工業㈱	炊飯器	Cタイプ	18.8		フット	20	—	15
LGV-150	26/01/20	31/01/19				28.2		フット	20	—	15
AHG-30(5V)	25/12/12	30/12/11	桐山工業㈱	煮炊釜		36.0		フット	20	—	15
TGUS-45	25/12/26	30/12/25	㈱タニコーテック	めんゆて器	Aタイプ	9.30		フット	0	—	0
TGUS-45A	25/12/26	30/12/25				13.9		フット	0	—	0
TGUS-60	25/12/26	30/12/25				13.9		フット	0	—	0
TGUS-60A	25/12/26	30/12/25				17.4		フット	0	—	0
TGUS-90AW	25/12/26	30/12/25				27.9		フット	0	—	0
TGUS-90W	25/12/26	30/12/25				18.6		フット	0	—	0
TGUS-A45	25/12/26	30/12/25				9.30		フット	0	—	0
TGUS-A45A	25/12/26	30/12/25				13.9		フット	0	—	0
TGUS-A60	25/12/26	30/12/25				13.9		フット	0	—	0
TGUS-A60A	25/12/26	30/12/25				17.4		フット	0	—	0
TGUS-A90AW	25/12/26	30/12/25				27.9		フット	0	—	0
TGUS-A90W	25/12/26	30/12/25				18.6		フット	0	—	0
VG143CW-J1	26/02/18	28/09/19	㈱山本製作所	ガス衣類乾燥機	屋内据置型	34.8					
VG143CW-J3	26/02/18	28/09/19				34.8					
VG143C-J1	26/02/18	29/08/19	バナソニック㈱ エレクトリック ワークス社 電材&くらし エネルギー事業部 環境 エネルギービジネスユニット	固体高分子形燃料 電池式常用発電設備 (発電出力10kW未満)	屋外据置型	17.4					
VG143C-J3	26/02/18	29/08/19				17.4					
VG253C-J1	26/02/18	29/08/19				26.2					
VG253C-J3	26/02/18	29/08/19				26.2					
FC-70RR13	26/01/30	31/01/29	バナソニック㈱ エレクトリック ワークス社 電材&くらし エネルギー事業部 環境 エネルギービジネスユニット	固体高分子形燃料 電池式常用発電設備 (発電出力10kW未満)	屋外据置型	1.70					
FC-70RR1P	26/01/30	31/01/29				1.80					

(更新のもの)

(1)別表に定める種類の燃焼機器

ア. 別表に定める離隔距離未滿で設置する燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気的方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
							—	上方	側方	前方	後方
GN-2403AR	26/01/26	31/01/25	バーバス㈱	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外据置型	61.6	本体周囲	15	15	*	1
GX-2403Z(A)R	26/01/26	31/01/25				61.6		30	15	60	15
GX-1603Z(A)T	26/01/26	31/01/25	バーバス㈱	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	45.3	本体周囲	15	1	*	1
GX-1603Z(A)W	26/01/26	31/01/25				53.5		30	15	60	15
GX-2003Z(A)T	26/01/26	31/01/25				53.5	排気吹出し口周囲	30	15	60	15
GX-2003Z(A)W	26/01/26	31/01/25				53.5		30	15	60	15
GX-2403Z(A)T	26/01/26	31/01/25				61.6	*機器前方は、火災予防上安全な距離として 15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点 検・修理等のため、工事説明書に従って適切な 空間(60cm以上の空間)を設けて下さい。	30	15	60	15
GX-2403Z(A)W	26/01/26	31/01/25				61.6		30	15	60	15
GH-H243Z(A)T	26/02/16	31/02/15	バーバス㈱	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋内据置型	58.1	本体周囲	15	1	*	1
GH-H243Z(A)W	26/02/16	31/02/15				58.1		30	15	60	15
GH-HD243Z(A)T	26/02/16	31/02/15				58.1	排気吹出し口周囲	30	15	60	15
GH-HD243Z(A)W	26/02/16	31/02/15				58.1		30	15	60	15

● 関係団体のお知らせ ●

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量	可燃物からの離隔距離(cm)				
				(種類)	(給排気的方式)	(kW)	—	上方	側方	前方	後方
GH-H243Z(A)Y GH-HD243Z(A)Y	26/02/16 26/02/16	31/02/15 31/02/15	バーバス㈱	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	58.1 58.1	本体周囲	15	1	*	1
							排気吹出し口周囲	30	60	15	15
							*機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けて下さい。				
GH-H241Z(A)WS GH-HK240Z(A)W	26/02/16 26/02/16	31/02/15 31/02/15				50.0 50.0	本体周囲	15	1	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
							*機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けて下さい。				
GH-H243Z(A)TF GH-H243Z(A)U GH-HD243Z(A)TF GH-HD243Z(A)U	26/02/16 26/02/16 26/02/16 26/02/16	31/02/15 31/02/15 31/02/15 31/02/15				58.1 58.1 58.1 58.1		—	1	15	1
								—	1	15	1
								—	1	15	1
								—	1	15	1
GH-H243Z(A)B GH-HD243Z(A)B	26/02/16 26/02/16	31/02/15 31/02/15				58.1 58.1		15	1	15	1
								15	1	15	1
GF-122AW GF-123AW	26/02/24 26/02/24	31/02/23 31/02/23				14.0 14.0	本体周囲	15	15	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
							*機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けて下さい。				
T-49-1 T-49-11 T-49-12 T-49-8 T-50-1 T-50-11 T-50-12 T-50-8 T-51-11 T-51-12 T-51-8	26/01/08 26/01/08 26/01/08 26/01/08 26/01/08 26/01/08 26/01/08 26/01/08 26/01/08 26/01/08 26/01/08	31/01/07 31/01/07 31/01/07 31/01/07 31/01/07 31/01/07 31/01/07 31/01/07 31/01/07 31/01/07 31/01/07	株式会社ハロマ			59.9 59.9 59.9 59.9 49.1 49.1 49.1 49.1 43.0 43.0 43.0	本体周囲	15	1	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けてください。				
T-49-13 T-50-13 T-51-13	26/01/08 26/01/08 26/01/08	31/01/07 31/01/07 31/01/07				59.9 49.1 43.0	本体周囲	15	1	*	1
							排気吹出し口周囲	30	60	15	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けてください。				
T-49-14 T-50-14 T-51-14	26/01/08 26/01/08 26/01/08	31/01/07 31/01/07 31/01/07				59.9 49.1 43.0	本体周囲	15	1	*	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けてください。				
T-49-15 T-49-16 T-50-15 T-50-16 T-51-15 T-51-16	26/02/24 26/02/24 26/02/24 26/02/24 26/02/24 26/02/24	31/02/23 31/02/23 31/02/23 31/02/23 31/02/23 31/02/23				59.9 59.9 49.1 49.1 43.0 43.0	本体周囲	15	1	*	1
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けてください。				
GH-A240ATS GH-A240AWS	25/12/18 25/12/18	30/12/17 30/12/17	バーバス㈱	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)		50.0 50.0	本体周囲	15	15	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
							*機器前方は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上の空間)を設けて下さい。				
RUFH-E2006AH(SAH) RUFH-E2406AH(SAH) RUFH-E2406AT(SAT) RUFH-E2406AW(SAW) RUFH-EM2006AH(SAH) RUFH-EM2406AH(SAH) RUFH-UE2006AH(SAH) RUFH-UE2406AH(SAH) RUFH-UEM2006AH(SAH) RUFH-UEM2406AH(SAH)	25/12/16 25/12/16 25/12/16 25/12/16 25/12/16 25/12/16 25/12/16 25/12/16 25/12/16 25/12/16	30/12/15 30/12/15 30/12/15 30/12/15 30/12/15 30/12/15 30/12/15 30/12/15 30/12/15 30/12/15	リンナイ㈱			46.5 60.7 60.7 60.7 46.5 46.5 60.7 46.5 60.7	本体周囲	15	1	*	1
							排気吹出し口周囲	30	15	60	15
							*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。				

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
				(種類)	(給排気的方式)		—	上方	側方	前方	後方
RUFH-E2006AA(SAA)	25/12/16	30/12/15	リンナイ㈱	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)	屋外壁掛型	46.5	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AA(SAA)	25/12/16	30/12/15				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-EM2006AA(SAA)	25/12/16	30/12/15				46.5		15	側方	前方	後方
RUFH-EM2406AA(SAA)	25/12/16	30/12/15				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AF(SAF)	25/12/16	30/12/15	㈱ガスター	給湯湯沸設備 (ガス瞬間湯沸器)	屋外壁掛型	60.7	排気吹出し口周囲	15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AU(SAU)	25/12/16	30/12/15				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AB(SAB)	25/12/16	30/12/15				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AH(SAH)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AT(SAT)	26/01/13	31/01/12				60.7	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AW(SAW)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2405AT(SAT)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2405AW(SAW)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2406AH(SAH)	26/01/13	31/01/12				60.7	排気吹出し口周囲	15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2406AT(SAT)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2406AW(SAW)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AA(SAA)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2405AA(SAA)	26/01/13	31/01/12				60.7	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2406AA(SAA)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AF(SAF)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AU(SAU)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2405AU(SAU)	26/01/13	31/01/12				60.7	排気吹出し口周囲	15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2406AU(SAU)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-E2406AB(SAB)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2405AB(SAB)	26/01/13	31/01/12				60.7		15	側方	前方	後方
RUFH-UTE2406AB(SAB)	26/01/13	31/01/12				60.7	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUX-SA1616T	26/01/15	31/01/14	リンナイテクノカ㈱	給湯湯沸設備 (ガス瞬間湯沸器)	屋外壁掛型	34.9		15	側方	前方	後方
RUX-SA1616T-L	26/01/15	31/01/14				34.9		15	側方	前方	後方
RUX-SA1616W	26/01/15	31/01/14				34.9	排気吹出し口周囲	15	側方	前方	後方
RUX-SA2016T	26/01/15	31/01/14				42.6		15	側方	前方	後方
RUX-SA2016T-L	26/01/15	31/01/14				42.6		15	側方	前方	後方
RUX-SA2016W	26/01/15	31/01/14				42.6		15	側方	前方	後方
RUX-SA1616A	26/01/15	31/01/14				34.9	本体周囲	15	側方	前方	後方
RUX-SA2016A	26/01/15	31/01/14				42.6		15	側方	前方	後方
RUX-SA1616U	26/01/15	31/01/14				34.9	排気吹出し口周囲	15	側方	前方	後方
RUX-SA2016U	26/01/15	31/01/14				42.6		15	側方	前方	後方
RUX-SA1616U	26/01/15	31/01/14				34.9		15	側方	前方	後方
RUX-SA2016U	26/01/15	31/01/14				42.6		15	側方	前方	後方
GQ-1627AWXD-F-1	25/12/24	28/02/05	㈱ノーリツ	給湯湯沸設備 (ガス瞬間湯沸器)	屋内壁掛型 (強制排気式)	34.9	本体周囲	15	側方	前方	後方
Q-3-4	25/12/04	27/07/18	㈱パロマ	給湯湯沸設備 (ガス瞬間湯沸器)	屋内壁掛型 (強制給排気式)	34.9		15	側方	前方	後方
Q-4-4	25/12/04	27/07/18				42.5		15	側方	前方	後方
Q-4-4	25/12/04	27/07/18				42.5		15	側方	前方	後方

(2)別表に定めない燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
				(種類)	(給排気的方式)		—	上方	側方	前方	後方
XY-660T	25/12/26	28/03/21	㈱コメットカウ	こんろ	Cタイプ	14.0	フード	20	側方	前方	後方
XY-660T-C	25/12/26	28/03/21				14.0		20	側方	前方	後方
XY-675T	25/12/26	28/03/21				17.4		20	側方	前方	後方
XY-675T-C	25/12/26	28/03/21				17.4		20	側方	前方	後方
XYS-660T	25/12/26	28/03/21				14.0		20	側方	前方	後方
XYS-660T-C	25/12/26	28/03/21				14.0		20	側方	前方	後方
XYS-675T	25/12/26	28/03/21				17.4		20	側方	前方	後方
XYS-675T-C	25/12/26	28/03/21				17.4		20	側方	前方	後方
MGTX-096F	25/12/26	30/12/25	㈱マルゼン	こんろ	Cタイプ	31.5		20	側方	前方	後方
MGTX-097F	25/12/26	30/12/25				31.5		20	側方	前方	後方
MGTX-126F	25/12/26	30/12/25				36.1		20	側方	前方	後方
MGTX-127F	25/12/26	30/12/25				36.1		20	側方	前方	後方
MGTX-156F	25/12/26	30/12/25				49.5		20	側方	前方	後方
MGTX-157F	25/12/26	30/12/25				49.5		20	側方	前方	後方
MGTX-187F	25/12/26	30/12/25				67.6		20	側方	前方	後方
MGTXS-096F	25/12/26	30/12/25				30.6		20	側方	前方	後方
MGTXS-097F	25/12/26	30/12/25				30.6		20	側方	前方	後方
MGTXS-126F	25/12/26	30/12/25				40.6		20	側方	前方	後方
MGTXS-127F	25/12/26	30/12/25				40.6		20	側方	前方	後方
MGTXU-096F	25/12/26	30/12/25				30.2		20	側方	前方	後方
MGTXU-126F	25/12/26	30/12/25				34.9		20	側方	前方	後方

●関係団体のお知らせ●

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
				(種類)	(給排気的方式)		—	上方	側方	前方	後方
RSB-610SV	25/12/18	30/12/17	株式会社柳澤製作所	こんろ	Cタイプ	18.8	—	700	20	—	15
SPK-584	25/12/18	30/12/17				16.3	—	700	20	—	15
SPK-584T	25/12/18	30/12/17				14.9	—	700	20	—	15
SPK-586	25/12/18	30/12/17				24.4	—	700	20	—	15
SPK-586T	25/12/18	30/12/17				22.4	—	700	20	—	15
STK-584	25/12/18	30/12/17				16.3	—	700	20	—	15
STK-584T	25/12/18	30/12/17				16.3	—	700	20	—	15
STK-586	25/12/18	30/12/17				24.4	—	700	20	—	15
STK-586T	25/12/18	30/12/17				24.4	—	700	20	—	15
FGJOA30BL	26/02/18	31/02/17	株式会社フジマックネオ	オープン	Aタイプ	58.2	—	700	0	—	0
FGJOA30BLS	26/02/18	31/02/17				58.2	—	700	0	—	0
FGJOA30BR	26/02/18	31/02/17				58.2	—	700	0	—	0
FGJOA30BRS	26/02/18	31/02/17				58.2	—	700	0	—	0
FGJOA30NL	26/02/18	31/02/17				58.2	—	700	0	—	0
FGJOA30NLS	26/02/18	31/02/17				58.2	—	700	0	—	0
FGJOA30NR	26/02/18	31/02/17				58.2	—	700	0	—	0
FGJOA30NRS	26/02/18	31/02/17				58.2	—	700	0	—	0
IMPM-30BS	25/12/22	30/12/21	アサヒ装設株式会社		Cタイプ	74.4	—	700	20	—	15
IMPM-50BS	25/12/22	30/12/21				149	—	700	20	—	15
IMPM-70BS	25/12/22	30/12/21				223	—	700	20	—	15
ACO-202GS	26/01/28	28/07/02	株式会社アイホー			57.0	—	700	20	—	15
ACO-202GW	26/01/28	28/07/02				57.0	—	700	20	—	15
MGRX-096F	25/12/26	30/12/25	株式会社マルゼン	レンジ		39.6	—	700	20	—	15
MGRX-097F	25/12/26	30/12/25				39.6	—	700	20	—	15
MGRX-126F	25/12/26	30/12/25				44.2	—	700	20	—	15
MGRX-127F	25/12/26	30/12/25				44.2	—	700	20	—	15
MGRX-156F	25/12/26	30/12/25				65.8	—	700	20	—	15
MGRX-157F	25/12/26	30/12/25				65.8	—	700	20	—	15
MGRX-187F	25/12/26	30/12/25				83.8	—	700	20	—	15
MGRXS-096F	25/12/26	30/12/25				38.7	—	700	20	—	15
MGRXS-097F	25/12/26	30/12/25				3.87	—	700	20	—	15
MGRXS-126F	25/12/26	30/12/25				48.7	—	700	20	—	15
MGRXS-127F	25/12/26	30/12/25				48.7	—	700	20	—	15
MGRXU-096F	25/12/26	30/12/25				38.7	—	700	20	—	15
MGRXU-126F	25/12/26	30/12/25				43.0	—	700	20	—	15
TMS-TIG-1K	26/02/02	31/02/01	株式会社タニコーテック	焼き物器		2.40	—	100	20	—	25
TMS-TIG-2K	26/02/02	31/02/01				4.80	—	100	20	—	25
TMS-TIG-4	26/02/02	31/02/01				7.00	—	100	40	—	25
TMS-TIG-4K	26/02/02	31/02/01				7.00	—	100	40	—	25
TMS-TIG-6	26/02/02	31/02/01				10.5	—	100	40	—	25
TMS-TIG-8	26/02/02	31/02/01				14.0	—	700	40	—	25
TMS-TIG-8W	26/02/02	31/02/01				14.0	—	700	40	—	25
CRA2-100N	25/12/16	30/12/15	株式会社タニコーテック	炊飯器		20.9	—	700	20	—	15
CRA2-100N-C	25/12/16	30/12/15				20.9	—	700	20	—	15
CRA2-100N-PS	25/12/16	30/12/15				20.9	—	700	20	—	15
CRA2-100N-PS-C	25/12/16	30/12/15				20.9	—	700	20	—	15
CRA2-100NS	25/12/16	30/12/15				20.9	—	700	20	—	15
CRA2-100NS-C	25/12/16	30/12/15				20.9	—	700	20	—	15
CRA2-100NS-PS	25/12/16	30/12/15				20.9	—	700	20	—	15
CRA2-100NS-PS-C	25/12/16	30/12/15				20.9	—	700	20	—	15
CRA2-150N	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150N-C	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150NJ	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150NJ-C	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150N-PS	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150N-PS-C	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150N-PSJ	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150N-PSJ-C	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150NS	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150NS-C	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150NS-PS	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
CRA2-150NS-PS-C	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
KRA2-100N	25/12/16	30/12/15				20.9	—	700	20	—	15
KRA2-150N	25/12/16	30/12/15				31.4	—	700	20	—	15
TGFL-105DCW	26/01/08	31/01/07	株式会社タニコーテック	フライヤー	Aタイプ	24.4	—	700	0	—	0
TGFL-130DCW	26/01/08	31/01/07				30.2	—	700	0	—	0
TGFL-35DC	26/01/08	31/01/07				7.80	—	700	0	—	0
TGFL-45ADC	26/01/08	31/01/07				11.6	—	700	0	—	0
TGFL-45ADC2	26/01/08	31/01/07				11.6	—	700	0	—	0
TGFL-45DC	26/01/08	31/01/07				10.8	—	700	0	—	0
TGFL-55ADC	26/01/08	31/01/07				13.4	—	700	0	—	0
TGFL-55ADC2	26/01/08	31/01/07				13.4	—	700	0	—	0
TGFL-55DC	26/01/08	31/01/07				12.2	—	700	0	—	0
TGFL-67DC	26/01/08	31/01/07				15.1	—	700	0	—	0
TGFL-67DCW	26/01/08	31/01/07				15.1	—	700	0	—	0
TGFL-87DC	26/01/08	31/01/07				21.6	—	700	0	—	0
TGFL-87DCW	26/01/08	31/01/07				21.6	—	700	0	—	0
TGFL-A105DCW	26/01/08	31/01/07				24.4	—	700	0	—	0
TGFL-A130DCW	26/01/08	31/01/07				30.2	—	700	0	—	0
TGFL-A35DC	26/01/08	31/01/07				7.80	—	700	0	—	0
TGFL-A45ADC	26/01/08	31/01/07				11.6	—	700	0	—	0
TGFL-A45ADC2	26/01/08	31/01/07				11.6	—	700	0	—	0

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名	設置方法	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
				(種類)	(給排気的方式)		—	上方	側方	前方	後方
TGFL-A45DC	26/01/08	31/01/07	株式会社ニコーテック	フライヤー	Aタイプ	10.8		フット	0	—	0
TGFL-A55ADC	26/01/08	31/01/07				13.4		フット	0	—	0
TGFL-A55ADC2	26/01/08	31/01/07				13.4		フット	0	—	0
TGFL-A55DC	26/01/08	31/01/07				12.2		フット	0	—	0
TGFL-A67DC	26/01/08	31/01/07				15.1		フット	0	—	0
TGFL-A67DCW	26/01/08	31/01/07				15.1		フット	0	—	0
TGFL-A87DC	26/01/08	31/01/07				21.6		フット	0	—	0
TGFL-A87DCW	26/01/08	31/01/07				21.6		フット	0	—	0
TGFL-45HSDC	26/02/26	31/02/25				10.0		フット	0	—	0
TGFL-45HSDC-U	26/02/26	31/02/25				10.0		フット	0	—	0
TGFL-55HSDC	26/02/26	31/02/25				12.8		フット	0	—	0
TGFL-55HSDC-U	26/02/26	31/02/25				12.8		フット	0	—	0
GHA-8S	26/02/10	31/02/09	株式会社西製作所	食器洗浄機	Cタイプ	9.30		50	0	—	0
GHA-8S-2	26/02/10	31/02/09				9.30		50	0	—	0
DWU10-6MCG-21N00	26/01/23	31/01/22	日本調理機械			24.4		フット	20	—	15
DWU10-6MCG-22T00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU10-6MCG-11N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU10-8MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU10-8MCG-22T00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU10-8MCG-11N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-6MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-6MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				61.6		フット	20	—	15
DWU15-6MCG-22N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-6MCG-22N0G	26/01/23	31/01/22				61.6		フット	20	—	15
DWU15-6MCG-22T00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-6MCG-23T0G	26/01/23	31/01/22				61.6		フット	20	—	15
DWU15-6MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-8MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-8MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				61.6		フット	20	—	15
DWU15-8MCG-22N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-8MFG-22N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-8MFG-23T0G	26/01/23	31/01/22				61.6		フット	20	—	15
DWU15-8MCG-11N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-8MCG-13T00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-8MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU15-8MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				61.6		フット	20	—	15
DWU15-8MCG-23T00	26/01/23	31/01/22				24.4		フット	20	—	15
DWU20-6MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU20-6MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU20-6MCG-23T0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU20-6MFG-23T00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU20-6MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU20-6MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU20-8MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU20-8MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU20-8MCG-23T00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU20-8MCG-23T0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU20-8MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU20-8MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU20-8MCG-23T00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU20-8MCG-23T0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU25-6MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU25-6MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU25-6MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU25-6MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU25-8MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU25-8MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15
DWU25-8MCG-23T00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU25-8MCG-21N00	26/01/23	31/01/22				48.8		フット	20	—	15
DWU25-8MCG-21N0G	26/01/23	31/01/22				86.0		フット	20	—	15



**ガス機器の
設置基準及び
実務指針**
(家庭用黒本)

- 第9版
- 2022年12月発刊
- A4判 532ページ
- 定価：7,480円(税込・送料別)



**業務用ガス機器の
設置基準及び
実務指針**
(業務用黒本)

- 第6版
- 2017年3月発刊
- A4判 324ページ
- 定価：4,176円(税込・送料別)

一般財団法人日本ガス機器検査協会 試験・教育講習部 TEL:03-3960-7841 <https://www.jia-page.or.jp>

何ができるの？

消防法により、多数の人が出入りする大規模な防火対象物の管理権原者には、自衛消防組織の設置が義務付けられ、火災や地震等の際、初期消火・在館者の避難誘導など災害による被害の軽減を図ることとされています。この自衛消防組織には、統括管理者を置かなければならないこととされ、統括管理者の資格は、自衛消防業務講習の課程を修了すること等により取得できます。

なお、この自衛消防業務新規講習は、自衛消防組織の本部隊の各班長に対する教育としても行われています。



誰が受けられるの？

どなたでも受講することができます。

※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。
(講習 ▶ 各種申請書 ▶ 講習の手引)

自衛消防業務講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

☑ 消防設備点検資格者講習

☑ 防火対象物点検資格者講習

☑ 防災管理点検資格者講習

☑ 自衛消防業務講習

☑ 可搬消防ポンプ等整備資格者講習

☑ 各種講習実施予定

発行人 鈴木 康幸

発行所 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

TEL.03-5422-1491 FAX.03-5422-1583

問い合わせ先一覧 ☑ <https://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

大阪支所

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 OsakaMetro心斎橋ビル10階

TEL.06-6244-2433 FAX.06-6244-2435

名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階

TEL.052-218-5075 FAX.052-223-0129